

御蔵島村地域防災計画

(平成26年修正)

東京都御蔵島村防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の範囲	2
第3節 計画の構成	2
第4節 計画の理解・修正	3
第5節 計画の位置付け	3
第6節 計画の理解・習熟	3
第2章 都・村及び防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1節 村役場	4
第2節 東京都	6
第3節 防災機関	7
第3章 村民、事業所の行動指針	9
第1節 村民	9
第2節 事業所	9
第4章 御蔵島村の概要	10
第1節 御蔵島の概況	10
第2節 主要交通施設	10
第3節 過去の災害の記録	11
第5章 御蔵島村で想定される災害	13
第1節 地震及び津波	13
第2節 風水害	17
第3節 土砂災害	17
第4節 火山活動に伴う災害	18
第5節 その他の災害	18
第2部 災害予防計画	20
第1章 施設構造物等の安全化	21
第1節 道路及び付帯施設	21

第2節	港湾施設	21
第3節	ヘリポート施設	22
第4節	簡易水道施設	23
第5節	電力施設	23
第6節	建築物等	24
第7節	農業関連施設	24
第8節	林業関連施設	24
第9節	漁業関連施設	25
第10節	よう壁、ブロック塀等	25
第11節	地すべり、土石流防止対策	26
第12節	土砂災害に関するソフト対策	27
第2章	火災発生・延焼の防止	28
第1節	火災発生の防止	28
第2節	消防体制の強化	29
第3章	応急対策用施設・機能の拡充	30
第1節	村災害対策本部施設等	30
第2節	村内放送設備	30
第3節	応急対策用資器材	31
第4節	社会公共施設	31
第4章	避難活動体制の整備	33
第1節	避難所の指定	33
第2節	避難活動体制の整備	33
第3節	避難所の運営体制の整備	34
第5章	災害時要援護者の支援体制の充実	35
第1節	要援護者台帳の整備	35
第2節	支援体制の整備	35
第6章	地域防災力の向上	36
第1節	村民等の役割	36
第2節	防災村民組織の強化	36
第3節	事業所防災体制の強化	36
第4節	村民等との連携	37
第7章	防災運動の推進	38
第1節	防災知識の普及啓発	38

第2節 防災訓練等の充実	38
第3部 災害応急・復旧対策計画	40
第1章 応急活動体制	41
第1節 災害対策本部の設置	41
第2節 村災害対策本部の組織	42
第3節 非常配備態勢	46
第2章 情報の応急活動体制	49
第1節 情報通信体制の確立	49
第2節 地震・津波情報の伝達	50
第3節 気象情報等の伝達	51
第4節 被害状況報告	58
第5節 災害広報	59
第3章 応援・協力・派遣要請	61
第1節 防災機関との協力	61
第2節 住民への協力要請	63
第4章 緊急輸送及び交通規制対策	65
第1節 人員・物資輸送	65
第2節 交通規制	65
第3節 障害物の除去	66
第5章 消防・救助対策	67
第1節 消防計画	67
第2節 救助計画	68
第6章 医療救護対策	69
第1節 医療及び救護計画	69
第2節 防疫活動	71
第3節 遺体の捜索、処理	71
第7章 避難対策	72
第1節 避難計画	72
第2節 避難所の開設・運営	76
第3節 災害時要援護者の安全確保	78

第8章 観光客の安全確保対策	79
第1節 関係機関との協力	79
第2節 観光客の把握	79
第3節 避難誘導等安全確保対策	79
第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	81
第1節 飲料水	81
第2節 給食計画	81
第3節 生活必需品	82
第10章 ごみ・し尿・がれき処理	84
第1節 ごみ処理	84
第2節 し尿処理	84
第3節 がれき処理	85
第11章 公共施設の応急・復旧対策	86
第1節 公共土木施設等	86
第2節 社会公共施設等	86
第3節 ライフライン施設	87
第12章 応急生活対策	89
第1節 被災住宅・宅地の応急危険度判定	89
第2節 家屋・住宅の被害調査	90
第3節 り災証明の発行	90
第4節 被災住宅の応急修理	91
第5節 応急仮設住宅の供給	91
第6節 被災者の生活支援	92
第7節 事業者への融資	93
第8節 義援金配分計画	94
第13章 応急教育対策	95
第1節 応急教育	95
第2節 学用品の調達及び支給	96
第3節 心の健康対策の実施	96
第14章 災害救助法	97
第1節 災害救助法の適用	97
第2節 救助の種類	99

第15章 激甚災害の指定	100
第1節 激甚災害指定の調査	100
第2節 激甚災害指定の手続き	100
第4部 災害復興計画	101
第1章 復興体制の構築	102
第2章 復興時において村が実施する主な業務	102
第3章 災害復興計画の策定	103
第5部 東海地震の警戒宣言に伴う対応	105
第1章 警戒宣言の概要	106
第2章 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの対応	107
第3章 警戒宣言発令時の対応	108
第4章 住民等のとるべき措置	112

【資料集】

資料1 御蔵島村防災会議条例	115
資料2 御蔵島村災害対策本部条例	117
資料3 災害時の相互応援協定に関する協定書	118
(島しょ町村災害時相互応援に関する協定)	118
(災害時における御蔵島郵便局、御蔵島村の協力に関する覚書)	121
(東京消防庁、東京都御蔵島村消防応援協定)	123
(東京消防庁、東京都御蔵島村消防応援協定に基づく覚書)	125
資料4 御蔵島村土砂災害危険箇所図	128
資料5 土砂災害危険箇所一覧表	129
資料6 危険物施設一覧表	131
資料7 食料等の備蓄状況	132

【様式集】

様式1 都への応援要請文書	134
---------------	-----

様式 2	自衛隊への災害派遣要請依頼文書	135
様式 3	被害報告様式及び被害状況判定基準	136
様式 4	避難者カード	138
様式 5	避難者名簿	139
様式 6	り災者台帳	140
様式 7	り災証明願及び証明書	141

第1部 総則

【第1部の構成】

総 則		
第1章	計画の方針	P. 2
第2章	都・村及び防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	P. 4
第3章	村民、事業所の行動指針	P. 9
第4章	御蔵島村の概要	P. 10
第5章	御蔵島村で想定される災害	P. 13

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、御蔵島村防災会議が作成する計画であって、村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る一連の災害対策を実施することにより、関係機関の全機能を有効に発揮して、村民及び滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の範囲

この計画の範囲は、御蔵島村全域とする。

第3節 計画の構成

この計画は、本村における災害に対処するための基本計画として、「第1部 総則」「第2部 災害予防計画」「第3部 災害応急・復旧対策計画」「第4部 災害復興計画」「第5部 東海地震の警戒宣言に伴う対応」の5部構成とし、これに資料集・様式集を加えて構成する。「御蔵島村地域防災計画」各部の要旨は以下のとおり。

第1 第1部 総則

総則では、この計画を策定する目的や構成、位置付け等について定めるとともに、本村の概要及び本村における災害の履歴、並びに本村において想定される地震災害及び風水害等について定める。

第2 第2部 災害予防計画

災害予防計画では、災害による被害の予防、軽減に関して、村が、災害発生以前に、村民及び防災機関と協働して行うべき対策について定める。

第3 第3部 災害応急・復旧対策計画

災害応急・復旧対策計画では、災害発生時における村の活動態勢について定めるとともに、村が、災害発生直後から、村民及び防災機関と協働してとるべき対策について定める。

第4 第4部 災害復興計画

災害復興計画では、本格的な復興へ向けて、復興活動を組織的・計画的に行うための復興体制構築について定める。

第5 第5部 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震の警戒宣言に伴う村及び村民のとるべき対応について定める。

第6 資料集・様式集

資料集・様式集では、第1部～第5部に関する各種資料、協定、報告様式等を編さんする。

第4節 計画の理解・修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。したがって各防災機関は、関係ある事項について修正の必要がある場合は、防災会議事務局に提出しなければならない。

第5節 計画の位置付け

この計画は、村の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定（地方）行政機関が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

第6節 計画の理解・習熟

各防災機関は、平素から調査・研究に努めるとともに、災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通して、この計画の理解と対策実践への習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 都・村及び防災機関の処理すべき事務または業務の大綱

御蔵島村の地域における防災機関が防災に関して処理すべき事務または業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

第1節 村役場

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
総務課 (総務係) (民生係) (企画財政係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議、災害対策本部の庶務に関すること（総） 2. 関係官公庁及び各防災機関との連絡に関すること（総） 3. 避難に係る情報収集及び避難勧告・避難指示に関すること（総） 4. 村民及び滞在者の避難誘導に関すること（総） 5. 消防団の出動に関すること（総） 6. 通信情報の総括に関すること（総） 7. 各部救援活動等の連絡調整に関すること（総） 8. 職員の動員、派遣に関すること（総） 9. 国、都、島しょ部の市町村及び公共機関に対する応援並びに村内業者等への協力の要請等に関すること（総） 10. 自衛隊の派遣要請に関すること（総） 11. 被害調査報告に関すること（総） 12. 広報活動及び報道機関との連絡に関すること（総） 13. 被災者の苦情処理及び相談に関すること（総） 14. 被災者の救出及び避難に関すること（総） 15. 水道施設に関すること（総） 16. 震災廃棄物に関すること（総） 17. 環境衛生に関すること（総） 18. 救援物資の備蓄、調達に関すること（総） 19. 被災者の援護に関すること（民） 20. 医療及び防疫に関すること（民） 21. 応急食料に関すること（民） 22. 負傷者の診療に関すること（民） 23. 災害時の要援護者対策に関すること（民） 24. 災害記録及び資料の収集に関すること（企）

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
総務課 (総務係) (民生係) (企画財政係)	25. 災害対策関係予算に関すること(企) 26. 税の減免等に関すること(企) 27. 義援金品の受領及び配分に関すること(企) 28. その他各部に属さない事項に関すること(共通)
産業課 (産業建設係) (発電係)	1. 農林漁業関連施設の災害応急対策に関すること 2. 被災農林漁業の経営指導に関すること 3. 公有林の災害対策、災害用材木の払い下げに関すること 4. 各農林漁家の被災者に対する復興資金の融資に関すること 5. 救助物資の輸送の協力に関すること 6. 滞在者の輸送の協力に関すること 7. 災害用資機材の協力に関すること 8. 災害対策に必要な労務の提供に関すること 9. 流木等災害対策に関すること 10. 道路障害物の除去に関すること 11. 港湾、道路、橋梁、河川等の災害対策に関すること 12. 被災建築物に関すること 13. 建築用資材の保管調達に関すること 14. 仮設住宅の建設に関すること 15. 車両、ヘリコプター、船舶等輸送機関の調達・調に関する こと 以上(産建) 16. 発電事業に関すること(発)
消防団	1. 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救急及び救出に関すること 3. 危険物の応急措置に関すること 4. その他消防に関すること
教育委員会	1. 学校との連絡調整に関すること 2. 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 3. 児童・生徒の救護、応急教育に関すること 4. 被災児童・生徒の学用品の給付に関すること 5. 避難所の開設、運営に関すること 6. ボランティアの受け入れと配属に関すること
会計管理者	1. 災害対策に必要な現金・物品の出納保管に関すること 2. 災害救助基金の出納に関すること

第2節 東京都

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東京都三宅支庁	1. 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施並びに連絡調整に関すること 2. 東京都災害対策本部地方隊に関すること 3. 高圧ガス及び火薬の類の保安に関すること
警視庁三宅島警察署 御蔵島駐在所	1. 警備情報に関すること 2. 被災者の救出及び避難に関すること 3. 行方不明者に関すること 4. 死体検視（検分）に関すること 5. 交通規制に関すること 6. 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 7. 高圧ガス及び火薬の類の取締に関すること
東京都島しょ保健所 三宅出張所	1. 医療施設の保全に関すること 2. 医療及び助産救護に関すること 3. 防疫その他保健衛生に関すること
東京都教育庁 三宅出張所	教育委員会との連絡調整に関すること

第3節 防災機関

第1 指定（地方）行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
気象庁 (東京管区气象台)	気象、水象、地象に関する観測、通報、予報、その他災害の予防及び関連施設の保全に関する事

第2 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東日本電信電話株式会社 (東京支店)	1. 通信、電話施設の保全に関する事 2. 通信確保並びに気象等警報の伝達に関する事
東京電力株式会社 (東京支店三宅島事務所)	1. 電力施設の安全保全に関する事 2. 災害時における電力の供給に関する事
日本郵便株式会社 (御蔵島郵便局)	1. 郵便、郵便貯金及び簡易保険の各事業の進行管理並びにこれら施設等の保全に関する事 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 (5) 郵便貯金業務の非常取り扱い (6) 簡易保険業務の非常取り扱い

第3 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海汽船株式会社 (御蔵島代理店)	1. 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保全に関する事 2. 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送に関する事

第4 協力機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
御蔵建設株式会社 三宅島建設工業株式会社 会社御蔵島出張所	災害時における建設・復旧活動の協力に関すること
御蔵島農業協同組合 御蔵島漁業協同組合	1. 農林漁業施設等の保全の協力に関すること 2. 生活必需品、復旧資材等防災関係資材の供給の協力に関すること 3. 災害時における食糧確保の協力に関すること 4. 災害時における漁船による避難者の輸送協力に関すること
御蔵島観光協会	災害時における観光客の安全確保に関すること
御蔵島社会福祉協議会	災害時におけるボランティアの募集・受け入れ・活動の調整に関すること

第3章 村民、事業所の行動指針

第1節 村民

- ① 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて災害時の行動力の向上に努めること
- ② 災害備蓄等、災害への備えをすること
- ③ 災害時に自らの生命、身体及び財産を守るとともに、地域の中で災害応急対策に協力すること

第2節 事業所

- ① 普段から災害に対する知識を深め、防災訓練等を通じて従業員の災害時の行動力の向上に努めること
- ② 災害の予防及び被害の軽減を図るため、災害防止設備の整備、危険物の管理徹底及び防災体制を整備するとともに、災害備蓄等を行い災害に備えること
- ③ 従業員等の生命、身体を守るとともに、地域の防災村民組織等と協力して消火、救出・救助及び避難活動等の災害応急対策に協力すること

第4章 御蔵島村の概要

第1節 御蔵島の概況

御蔵島は、東京から南へ約200km、北緯33度53分、東経139度35分の太平洋上に位置する周囲16.4km、面積20.58km²のほぼ円形をなした鐘状の島である。

御山を中心に島全体が山岳の様相を呈し、海岸は海蝕のため直立した断崖が多く、雄大な景観をなしており、湾入部はない。

地質は安山岩と溶岩の互層で、集落は島北西部の比較的平坦な里地区1箇所に集中しており、平成26年1月1日現在の御蔵島村の人口は、173世帯、315人である。

第2節 主要交通施設

国土交通省の定義による外海孤立型小離島である御蔵島は、直近の三宅島でも海路で約20kmの距離があることから、主要交通施設は港湾、都道・村道、ヘリポートである。

第1 御蔵島港

1 定期船

岸壁延長	300m (両岸) (水深-7.5m)
物揚場延長	110m (水深-3.0m)
防波堤延長	80m

2 小型船

物揚場延長	72m (水深-3.0m)
防波堤延長	266m
船揚場面積	2,335m ²
護岸(防波)延長	76m

第2 都道・村道

都道認定延長	15.0km
村道認定延長	6.3km

第3 ヘリポート

総面積 2,092m²
所在地 御蔵島村字入かねが沢
着陸帯 方形 40m×40m
標高 126m

第3節 過去の災害の記録

第1 御蔵島村での災害の記録

- 1 平成12年9月1日～11日 災害名「伊豆諸島近海地震」
文教施設被害 1箇所
道路被害 1箇所
船舶被害 1艘

- 2 平成7年9月16日～17日 災害名「台風12号」
住家被害
 全壊 3棟
 床下浸水 1棟
道路被害 20箇所

- 3 昭和54年8月29日 災害名「御蔵島災害」
住家被害
 全壊 1棟
 半壊 1棟
 床下浸水 5棟
道路被害 2箇所
橋梁 1箇所
河川 1箇所
砂防ダム 1箇所

第2 御蔵島村近傍島しょ部での最近の災害の記録

○ 平成25年10月15日～16日 災害名「台風26号による伊豆大島の土砂災害等」

① 人的被害

- ・死亡：大島町 35名
- ・負傷者： 7名、
- ・行方不明者： 5名

② 物的被害

- ・道路 都道：数箇所、
町道：8箇所
- ・港湾施設等 7港に土砂、流木の堆積、埋塞発生、斜面崩壊
- ・農地 被害面積 200a（農作物含む）
- ・農業施設 栽培施設 110棟
栽培関連施設 2棟
農業機械 2台
- ・林道 山腹崩壊
5路線44箇所

第5章 御蔵島村で想定される災害

第1節 地震及び津波

東京都は、平成24年4月、東日本大震災の教訓、客観的データや最新の科学的知見に基づき被害想定を見直し、「首都直下地震等による東京都の被害想定」を東京都防災会議で決定し、公表した。

更に、東京都は、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフ地震・津波断層モデルの想定結果に基づき、津波の東京都の島しょ部に対する影響を検証し、都防災会議の地震部会において被害想定を公表した。

公表された2つの地震による御蔵島村での被害想定は以下のとおり。

第1 首都直下地震等の場合（根拠：「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」東京都防災会議）

項目	内 容			
種類	東京湾 北部地震	多摩直下 地震	元禄型地震	立川断層 地震
震源	東京湾 北部	東京都 多摩地域	神奈川県西部	東京都 多摩地域
	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km
規模	M7.3		M8.2	M7.4
震度	震度3以下			
津波 規模			最大津波高 約22.4m	
			・津波到達時間(20cm) ：14分 ・最大津波到達時間：17分	
建物等 被害	0棟		港湾部の施設被害	0棟

※津波の高さは、居住地域の海拔には達しないが、港湾地域での業務従事者や観光客等は、津波の被害を受ける危険性を有している。

また、港湾部が被害を受けた場合には、本村の離島という特殊事情から、食料、生活必需品、復旧資機材等の大量調達や十分な人的資源の確保も困難であるため、避難生活の長期化や、公共施設等の復旧、生活再建の遅延に起因する二次的な被害が発生する可能性が高いものと考えられる。

第2 南海トラフ巨大地震（M9.1）の場合

（根拠：「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」 東京都防災会議）

想定項目	想定内容
地震動	震度5弱
地盤	液状化危険度（PL値）：南西部2カ所で5以下（低い） 急傾斜地崩壊危険箇所等：5カ所（危険性低い）
津波	津波高 ①島全体 最大値：7.37m 最大津波到達時間：35.3分 ②御蔵島港 最大値：5.8m 最大津波到達時間：29.4分（御蔵島港） 浸水深 最大5m以上
建物	建物被害数：0棟
人的被害	死者 0名、負傷者 0名 ※見積上、死傷者等はなしとしているが、2004年10月の新潟県中越地震に見られるように、長時間降雨等による地山の緩みが地震による土砂災害を拡大させるような複合災害の場合は、土砂災害警戒地域の人的被害の危険性が高まる。
被害様相	1 ライフライン施設被害 (1) 上下水道 ・最大震度が5弱程度であることから上水道の被害はほとんど発生しない。 ・下水処理場はないが、合併浄化槽の一部に被害が生じる等により、住宅や施設等において、水洗トイレが使用できなくなる可能性がある。 ・津波浸水エリアでは、中長期にわたり上下水道が使用できなくなる可能性がある。 (2) 電力 ・御蔵島発電所（内燃力（ディーゼル）、水力）は津波浸水域に含まれておらず、最大震度5弱程度であることから運転停止となる可能性は低い。

想定項目	想定内容
被害様相	<ul style="list-style-type: none"> • 内燃力発電所が健全であったとしても、島外からの燃料供給が途絶えた場合には、供給力が低下することは有り得る。 <p>(3) ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> • 島内各住戸のLPガス設置設備に損傷が生じない限り使用できる可能性が高い。 • 港湾施設が被災することにより、LPガスの供給が途絶える可能性があり、ガスボンベを使い切った後は中長期にわたり使用できなくなる可能性がある。 <p>(4) 通信</p> <ul style="list-style-type: none"> • 津波による海底ケーブルの切断等で通信が途絶する可能性がある。震度5弱であることから島内の通信ケーブル（電話線）の断線が起こる可能性は低い。 • 電話は、輻輳によりつながりにくくなる可能性がある。 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> • ごみ処理施設、し尿処理施設（合併浄化槽）が被災し、処理が追いつかない状態が続く可能性がある。 <p>2 交通施設（港湾等）、主要施設等被害</p> <p>(1) 港湾・漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> • 御蔵島港で最大約6mの津波浸水深となり、貨物の流失、船舶の転覆・沈没・破損、引き波による座礁、流出物による港湾施設の破損、倉庫内の荷役機械の損傷、防波堤の被害等が発生し、アクセス交通の機能が停止する可能性がある。 • 港湾施設の破損や航路障害により中長期にわたり海運による生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能性がある。 <p>(2) 空港等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 御蔵島ヘリポートは津波浸水の可能性はなく、震度面からも被害は、ほとんど生じない。

想定項目	想定内容
被害様相	<p>(3) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩れ、港付近や岩場近くの津波浸水した道路が通行困難となる。 ・津波浸水域で補修を必要とする被害が発生する可能性がある。 <p>(4) 島内交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料不足により車が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性がある。 <p>(5) 主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場や避難所、診療所等の島内の主要施設では、地震動や浸水による被害の可能性はほとんどない。 <p>3 その他</p> <p>(1) 建物被害・人的被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害・人的被害は、ほとんど発生しないと想定されるが、ガラスの飛散や家具の転倒等により人的被害が生じる可能性がある。 ・高齢者（災害時要援護者）の長期間避難による健康への不安を助長させる可能性がある。 ・観光客が2月（冬）で1日当たり最大約10人、8月（夏）で1日当たり最大約180人滞在している。 この中から土地勘がないことによる津波からの逃げ遅れなど観光客等の被災により、犠牲者が増える可能性がある。 また、帰宅困難の問題、待機施設・物資の不足等の問題が発生する可能性がある。 <p>(2) 産業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設や漁船等の被害、航路障害等により、観光業や水産業等の産業に悪影響が及ぶ可能性がある。

第2節 風水害

本島は台風が高い頻度で近傍を通過する場所に位置していることから、風水害発生頻度の高い地域となっている。本村で過去に被害を受けた事例がある。

また、前述した台風・豪雨による伊豆大島での土砂災害の事例のような場合、人的被害のほか、ライフライン等各種施設の損壊や港湾設備の浸水等による長期のフェリーの欠航等の可能性が高まる。

全般に、発生が想定される主な被害は以下の通りである。

- ・ 床上・床下浸水
- ・ 暴風雨による建物の倒壊
- ・ 高波、高潮による船舶、港湾施設等の損傷
- ・ 暴風雨に伴う崖崩れ、土石流、地すべり等
- ・ 土砂災害の発生に伴う人的被害、道路、施設等の崩壊、ライフラインの寸断
- ・ 港湾設備等の損壊、浸水によるフェリーの長期欠航
- ・ 悪天候の長期化によるヘリの欠航
- ・ ビニールハウス等農業施設の倒壊、損傷
- ・ 潮風による農作物の被害

第3節 土砂災害

本島は、島全体が山岳の様相を呈し、海岸は海蝕のため直立した断崖が多く非常に急峻であることから、崖崩れ、土石流等の土砂災害の危険性が高い。また、集落も傾斜地に作られており、自然地形だけではなく、村民の住家等についてもこれら土砂災害の影響を受ける可能性がある。

土砂災害の危険性が高い箇所については、東京都による資料4「御蔵島村土砂災害危険箇所図」を参照。また、土砂災害の種別とその解説は、以下のとおり。

第1 地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象

第2 崖崩れ

降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象

第3 土石流

山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

第4節 火山活動に伴う災害

本島は、およそ5,400年前に溶岩ドーム群の形成があったと考えられており、「概ね1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とする火山噴火予知連絡会による定義を満たす、活火山である。

しかしながら、これ以降の活動の記録はなく、火山活動度ランク*がCと比較的低いことから、火山活動に伴う災害が発生する可能性は極めて低いものと考えられる。

※火山活動度ランク：活火山の活動度による分類（ランク分け）。全国110の活火山を過去100年及び過去1万年の活動度に基づき、活動度の高い順にA、B、Cの3つのランクに分類したものである。なお、このランク分けは、過去の活動度に基づくものであり、将来の噴火の切迫性や危険性を示すものではない。

第5節 その他の災害

御蔵島では、その他の災害として、森林等の大規模火災、船舶事故等の海上災害、ヘリ等航空機による航空機災害が想定される。

第1 森林火災

御蔵島村は、御山を中止とした島全体が森林を有する山岳の様相を呈しているため、森林火災（山火事）の発生可能性がある。

御蔵島村の林野は、全て民有林1,827ha（公有林：1,130ha、私有林：697ha）であり、森林の島全体に占める面積の割合（面積率）が88.8%であり、全国平均65.7%、東京都36.4%に対して高比率である。（農林水産省 ホームページ「平成24年面積調査」）

このような環境の中で、村民や観光客による森林内での焚火や煙草の不始末等による火災発生が想定される。

第2 海上災害事故

御蔵島周辺海域及び港湾部は、伊豆小笠原諸島沿岸の一部を形成しており、周辺海域は、国内でも有数の波浪条件の厳しい地域である。（波浪（波高、周期）の年平均値をみると、冬季波浪の厳しい日本海側等と比べても波高が高く

周期も長い。(能登の輪島の平均波高：1.20mに対し大島周辺で平均波高：1.72m))

このため、本海域での船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の行方不明者、遭難者、死傷者等の発生が想定される。

その他、本海域での大量の油排出等の事故災害の発生が想定される。

第3 航空機事故

海上航路と併行して、ヘリコピュータ(東京愛らんどシャトル：東邦航空株式会社)は、御蔵島村と周辺島しょ町村や東京都中心地域間の村民、観光客等の重要な移動手段(就航率：年間95%以上、乗客数：約3,000名)となっている。

御蔵島ヘリポートは、北側海上に面した標高約115mの地点であり、アプローチ条件が良好であるが、強風によるヘリ飛行や機体異常の発生等、航空機事故(墜落による大規模事故)が想定される。

第2部 災害予防計画

【第2部の構成】

災害予防計画		
第1章	施設構造物等の安全化	P. 21
第2章	火災発生・延焼の防止	P. 28
第3章	応急対策用施設・機能の拡充	P. 30
第4章	避難活動体制の整備	P. 33
第5章	災害時要援護者の支援体制の充実	P. 35
第6章	地域防災力の向上	P. 36
第7章	防災運動の推進	P. 38

第1章 施設構造物等の安全化

第1節 道路及び付帯施設

第1 現況

本島における主要施設である道路は集落内の生活道である村道、御蔵島港から集落内を通過している都道、農林業振興のための農道及び林道により構成されている。

これらの道路は全線のほとんどが勾配区間であり、平坦な区間は限られている。

また急峻な法面の切り取りなどにより整備されたものであり、過去にも豪雨による土砂崩れ等による被害を受けている。

離島における道路は、航路（海、空）を経由して近傍の島しょ部や関東地区と連結するライフラインの一部を形成するものとなっている。

このため、道路は、構造物として安全であるばかりでなく、避難、救援、物資運搬や車両の運行等に係る港湾・ヘリポートに至るアクセス等が十分確保されるよう整備が図られる必要がある。

第2 対策の方向

道路及び付帯施設は日常的に使用（通行）するものであることから、東京都と連携して日常監視を行うほか、住民にも協力を呼びかけ損傷箇所の早期発見に努め、随時改修するほか、必要に応じて排水施設の清掃等所要の事業を実施する。

また、ガードレール、街路灯、落石予防のネットなど関連安全施設については塩分を含んだ海からの風による塩害による損傷が見られることから、損傷した部分は速やかに補修し、安全の確保に努めるものとする。

第2節 港湾施設

第1 現況

本島の港湾は、湾入部がないことから太平洋上に岸壁を延長する方法でこれまで整備され、現在は5,000t級の定期船が接岸可能となっている。

しかし、その形態から気象の影響を直接受けるため、台風が接近する際は早くから使用できなくなるほか、通過後には玉石が船揚場などに打ち上げられる

などの被害を生じており、岸壁の照明なども塩害などにより損傷を受けることが多い。

また、晩秋から春にかけての季節風による風浪により岸壁が波に洗われることも多く、例年、定期船の接岸率は夏期と比較して大きく低下している。

港湾は本島にとって生活のみでなく防災上も救助・救援時、避難時あるいは救援物資や復旧資機材の搬入時の重要施設である。

今後とも船の接岸率の向上を目指した岸壁などの施設整備が必要である。

第2 対策の方向

港湾は本島と島外を結ぶ交通の要衝であるため、道路と同様に日常からその状態を監視しなければならない。このため、村役場はもとより港湾関係者ならびに住民による監視を実施することにより損傷箇所の早期発見に努め、損傷箇所が発見された際は港湾管理者である東京都に対し速やかに連絡し、補修を依頼する。

また、地震等による津波あるいは台風など、岸壁付近への立入が危険と判断された際は、別に述べる交通規制により関係者以外の立入を規制する。

第3節 ヘリポート施設

第1 現況

冬季の季節風による影響を強く受け、地形的に空港が整備できない本島において、ヘリポートは港湾と同様に日常生活のみでなく防災上も救援物資の搬入あるいは避難等に活用される重要施設である。

現ヘリポートは、日常的にヘリコピュータの離発着に使用されているほか、救急患者の島外搬送の際の緊急ヘリの離発着にも使用されている。

ヘリポートは平成2年にコンクリート製の人工地盤に整備されたものであり常時海からの潮風に晒されているため、コンクリートの劣化が懸念される。

その他、現行の規模では現在運行しているヘリコピュータ機の使用が限度であり、緊急時に自衛隊等が使用する大型機は対応が困難である。また、設置場所の関係から風の影響を受けやすい。

第2 対策の方向

ヘリポートの早急な耐震診断等必要な調査を実施する。また、地形的な制約や風の影響を緩和するとともに災害時の自衛隊大型ヘリ（CH-47）の離発着を可能とすることを目的に、過度の財政負担が生じないよう現ヘリポートに

隣接した村有地への拡張を検討し、災害時にも安全に使用可能なヘリポートの整備を推進する。

第4節 簡易水道施設

第1 現況

本島は水資源に恵まれており、村の簡易水道は大島分川からの取水により行われ、2箇所配水池から敷設されている送水管により自然流下方式で村内に配水されている。計画給水人口は500人となっている。

第2 対策の方向

本島の簡易水道の創設は昭和30年と島しょ町村の中で最も古い。送水管は随時老朽化したものから更新されているが、水道は電気・電話と共に重要なライフラインであることから、送水管のほか、調整池及び配水池についても随時目視等による損傷箇所の早期発見に努めるほか、耐震性の確保についても十分留意する。

被害想定（震度5弱）に基づき、土砂の流入防止に必要な措置を講じる等の対応準備が必要である。

第5節 電力施設

第1 現況

平成25年現在の総電力量は、内燃力発電所600キロワット、水力発電所50キロワット、総量650キロワットで、送電線により村内各地に供給されている。

第2 対策の方向

被害の未然防止、拡大防止及び被害発生時の迅速な復旧体制の整備について、村は、東京電力(株)東京支店三宅島事務所と協働し、損傷箇所の早期発見に努めるほか、電力施設の耐震化を図る。

また、送電線の被害想定（震度5弱）に基づき、対応を準備する。

第6節 建築物等

第1 現況

島内の建築物は、島北西部の比較的平坦な里地区1箇所に集中している。

第2 対策の方向

老朽化の進んだ建築物も少なくないことから、建築物所有者による耐震診断、不燃化・耐震改修、建て替え等の実施を促進する。

第7節 農業関連施設

第1 現況

本島は島全域が傾斜地であり、まとまった平坦な土地の確保がむずかしい。しかし、自家消費を中心とする小規模農地が集落内をはじめ島全域に点在しており、島の東部には本島特産のニオイエビネランの育苗施設が整備されている。

第2 対策の方向

本島は台風の常襲地帯で、かつてはニオイエビネランの育苗施設に土砂が流入するなど、農業関連施設への被害が生じている。本島の地形上、急傾斜地を開墾して農地としているため、台風による直接被害の他、降雨に伴う土砂災害への対応も必要である。

このため、関係機関と連携してよう壁など必要な施設の整備を行っていく。

第8節 林業関連施設

第1 現況

本島はかつてツゲ・クワなど原木の出荷が盛んに行われており、現在も小規模であるが行われ、今なお本島を代表する特産物である。しかし、これらは植樹から出荷まで長期の時間を要することから、伐採と植林のバランスをとることが困難である。

第2 対策の方向

本島は台風の常襲地帯で、平成7年には大規模な崩落が発生するなどの被害を生じている。現在、被害箇所に対し植樹をはじめとする緑化事業を実施しているところであるが、今後も引き続き事業を継続し、崩落の防止を図るほか、伐採後の林地には計画的に植樹を奨励するなど、必要な対策を講じる。

第9節 漁業関連施設

第1 現況

本島は地形的な制約から他島と異なり大規模な漁港の整備が困難であるため、大規模な漁業は行われていない。このため、関連施設も小規模なものにとどまっているが、小型船溜・船揚場・冷蔵施設などが御蔵島港に隣接して整備されている。

第2 対策の方向

漁業関連施設は、一部を除き御蔵島港に隣接して整備されているが、直接風波の影響を受けやすい位置にあるため、港湾と同様に常時施設の目視などを行い、損傷箇所の早期発見に努める。また、台風など事前に災害の発生が予想される際は、予め施設毎に必要な防護策を講じる。

第10節 よう壁、ブロック塀等

第1 現況

本村内では、里地域において2箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が確認されている。急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度が30度以上、がけ高5m以上の急斜面で、崩壊した場合に、人家、官公署、学校、病院等に被害を生ずるおそれがある箇所のことをいう。

名称	番号	備考
里	382-A1-001	
里	382-A1-002	

第2 対策の方向

1 急傾斜地

東京都建設局では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、危険度の高いものから順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。村内には急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた箇所は無いが、村は、急傾斜地崩壊危険箇所の状況の監視に努め、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域の指定を都に促すとともに、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合には、速やかに都に報告する。

2 よう壁、ブロック塀等

急傾斜地崩壊危険箇所に対し、村は、東京都等に対し、よう壁等の補強工事や新設工事等の対策工事を促進するものとする。

また、村は、住居地域、道路沿いのブロック塀の安全性等の実態把握に努め、必要に応じて生け垣への転換等を誘導する。

第11節 地すべり・土石流防止対策

第1 現況

1 地すべり防止区域

本村内では、以下に示す1箇所において、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。

【地すべり防止区域指定箇所】

区域名	所在地	指定面積	指定年月日
里地すべり	御蔵島村字下だこし、西川、鉄砲場、山尻	8.38ha	S62.3.27

2 山地災害危険地区

本村内における山地災害危険地区は、以下のとおりとなっている。なお、崩壊土砂流出危険地区とは、山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区をいう。山腹崩壊危険地区とは、崩壊が発生または崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地域をいう。

【山地災害危険地区】

崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区	
箇所数	面積	箇所数	面積
12	12.9ha	3	16.0ha

3 砂防指定地

本村内における土石流危険溪流数は6箇所、そのうち2箇所が、砂防指定地となっている。

【砂防指定地】

溪流名	指定面積	指定年月日
卯辰川・西川	3.99ha	S34.5.20

第2 対策の方向

「土砂災害危険箇所図」（資料4）の活用等により、村民に対する危険箇所の周知徹底を図り、警戒避難態勢の確立を図るとともに、東京都等に対して、地すべりや土石流防止等の対策工事を促進するものとする。

第12節 土砂災害に関するソフト対策

第1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

第2 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。

第3 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が御蔵島村に伝達されたときは、村内にある土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、村長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

第2章 火災発生・延焼の防止

第1節 火災発生の防止

各家庭における火災発生防止等の徹底を図るため、住宅用火災報知器をはじめ住宅用防災機器の普及を図ると共に、実践的な火災発生防止訓練を通じて防災行動力の向上を図る。

また、森林地域における火災発生防止のためには、森林作業従事者や観光客の森林への立入り時の火の使用に対する警告を発するとともに森林防火事業の推進、村の防火体制の確立及び村民等への森林防火意識の向上を図る必要がある。

1 火災発生防止等に関する備えの主な指導事項・準備事項

- (1) 住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器等、火災発生を防ぐための安全な機器の普及
- (4) 家具類・家電製品等の転倒、落下防止
- (5) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (6) カーテンなどの防災製品の普及
- (7) 灯油などの危険物安全管理の徹底
- (8) 火災発生防止に関する知識、地震に対する備えなど防災教育の推進及び防災訓練への参加
- (9) 森林地域での火の使用への警告のため、森林の巡視、ポスターの掲示、標識の設置の推進
- (10) 火災の延焼防止のための森林内の「防火線」の設定・整備の推進

2 火災発生防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- (1) 普段から小さな地震でも「地震だ、火を消せ」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- (2) 地震時及び地震発生直後の行動における火を消す3度のチャンス（小さな揺れを感じたとき、大きな揺れが収まったとき、火災発生直後）の徹底
- (3) 普段使用しない電気器具のコンセントを抜く習慣の徹底
（避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーやガスの元栓を遮断するなど）
- (4) 火災発生防止の徹底
- (5) ライフライン施設の機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した火災発生防止措置の徹底

- (6) ライフライン復旧時における電気・ガス機器等からの火災発生防止措置の徹底

第2節 消防体制の強化

第1 現況

御蔵島村消防団は、2分団35名の非常勤消防団員により編成され、小型動力ポンプ積載車2台を保有している。

さらに、小型動力ポンプ5台、防火水槽5基、消火栓29基が設置されている。

第2 対策の方向

消防関係施設については、一定水準の規模が確保されている。

消防団員は成年男子による非常勤団員で構成されており、災害発生時に団員が用務で出島中で不在ということも考えられる。このような状況下では消防活動に支障を生じることが考えられるため、常勤の事業所職員を主体に組織化を図る。

また、少人数でもただちに消火活動に入ることができるよう、消火栓及びホース格納庫の増設を図るほか、村営住宅等各公共施設に消火器を順次配置し、初期消火体制の構築に努める。

また、海岸地域の塩害等を考慮して、定期的点検等設置後の維持管理を適切に行うものとする。

第3章 応急対策用施設・機能の拡充

第1節 村災害対策本部施設等

第1 現況

御蔵島村役場庁舎は昭和54年に完成したが、耐震構造は昭和56年の新耐震基準（旧耐震基準の建物には耐震改修工事施工）に適合しており、緊急時の活動拠点となる。

第2 対策の方向

対策本部活動がスムーズに実施できるよう、各種地図、映像装置、ホワイトボード等の充実を図るものとする。

また、村は地域防災計画に基づき、災害時職員初動マニュアル、災害時要援護者避難支援プラン、避難・避難所運営マニュアル等の各種マニュアルの整備に努めるものとする。

また、行政における継続すべき重要な業務は一定のレベルを確保するとともに、すべての行政業務が早期に再開できるよう、村のBCP（業務継続計画）の策定を検討し、迅速な復旧体制の構築を図る。

第2節 村内放送設備

第1 現況

災害発生時に住民に情報を正しく伝達するため集落内に12基の有線スピーカーが設置され、防災関係の連絡のほか、村役場からの放送に随時使用されている。

第2 対策の方向

有線スピーカーはすでに村内に整備されているが、家屋の位置あるいは窓の状況等によっては聞こえにくい等の障害がある。津波、地震などの災害発生時には全村民に対し情報の周知徹底が必要であることから、防災行政無線を整備し、順次、各世帯に対し戸別受信機を設置する。

また、エコツーリズムの実施に伴い観光客の行動範囲が以前に比べ拡大していることから、集落内のほかに、南郷・黒崎地区等においても対策を講じるほか、漁船、観光船が航行する周辺海域でも村からの放送を受信できるよう無線施設の整備を図る。

第3節 応急対策用資器材

第1 現況

災害発生時に必要な車両等その他の応急対策用資器材については、装備の有効活用を図る観点から、村が所有する資器材を使用することを基本としている。

第2 対策の方向

車両については、緊急時、村が所有する車両を使用することから、日常の整備点検を励行し、車両の確保に万全を期す。また、重機等の応急資器材については、村が全てを確保することは困難であることから、村内建設業者をはじめ各機関と災害時の協力に関する協定を締結する。

第4節 社会公共施設

第1 現況

村内の公共施設は下表の通りであるが、築後長期間を経ているほか、塩分を含んだ海からの風に常時晒されているため、島しょ以外の同様の建物と比較して老朽化が著しくなっている。

第2 対策の方向

村内の公共施設は、災害発生時には村民等の避難施設として活用されることから日頃から点検を行うほか、耐震診断を必要に応じ実施し、損傷箇所等の早期発見及び補修に努める。また、あらかじめ避難計画を策定し災害の規模・程度等に応じ使用する公共施設を選定し、関係機関と調整しておくなど、緊急時に速やかに活用できるよう準備を進める。

【村内公共施設一覧表】

名 称	連絡先	名 称	連絡先
役場庁舎	8-2121	保育所	8-2111
小中学校	8-2211	観光資料館	8-2022
ヘリポート	8-2124	福祉保健センター仲里	8-2508
産業センター	8-2155	診療所	8-2206
御蔵荘	8-2555	じん芥処理施設	8-2622
開発総合センター	8-2328		

第3 平常時における協力態勢の構築

村は、平常時において都及び指定地方行政機関等の防災機関と災害対策上必要な資器材の提出、交換等の協力態勢を整備し災害時に備える。

また、防災訓練を定期的実施し、各防災機関との災害時における連携の習熟を図る。

第4章 避難活動体制の整備

第1節 避難所の指定

村は、以下の施設を災害発生時において村民等を収容する避難所として、避難所（狭義の意味）及び福祉避難所（災害時要援護者を受け入れ）を指定し、これら避難所における防災用資器材等の備蓄推進等の機能強化を図るものとする。

第1 避難所

名 称	収容人数	連絡先
御蔵島小中学校	400名（最大）	8-2211、2231
村立開発総合センター	若干名	8-2328
観光資料館	若干名	8-2022

第2 福祉避難所

名 称	称収容人数	連絡先
福祉保健センター仲里 （福祉避難所）	若干名	8-2508

第2節 避難活動体制の整備

村は、災害時に想定される避難者を安全かつ円滑に避難させるため、あらかじめ村内における災害を想定して、次に定める内容に関して避難計画を策定し、避難活動体制の整備に努める。

避難所には、3日分以上の食料を含む生活物資の備蓄品の確保に努めるものとする。

- ① 警戒区域の設定、要避難地域及び避難先の決定
- ② 緊急度に応じた避難準備、避難勧告、避難指示の伝達・広報
- ③ 避難所の開設・運営
- ④ 避難所等安全な場所への誘導

第3節 避難所の運営体制の整備

村は、円滑な避難所の運営に資するため、「避難所運営マニュアル」の整備を行う。また、避難所の運営においては、村民等の協力が不可欠なことから、防災村民組織との連携体制構築を図る。

第5章 災害時要援護者の支援体制の充実

第1節 要援護者台帳の整備

村は、災害時要援護者（ねたきり、ひとり暮らしの高齢者、身体障害者、乳幼児等）の名簿を作成し、台帳としての整備に努める。

なお、個人情報の取り扱いには十分配慮する。また、地域の防災村民組織と協力し、災害時要援護者の避難支援に万全を期する。

第2節 支援体制の整備

災害時要援護者が災害に見舞われると、その介護者も含めさまざまな障害に直面する。

災害時要援護者は、適切な防災行動をとることが困難であり、これらの人々を支援する環境の整備が不可欠である。

そのため、東京都による「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者の災害対策推進のための指針（区市町村向け）」に基づき災害時要援護者支援計画を作成する。主な内容は、以下のとおり。

- ① 安否確認体制の整備（災害時要援護者台帳の整理）
- ② 地域での避難等支援体制の整備
- ③ 情報伝達手段の整備
- ④ 福祉避難所の運営及び事前周知

第6章 地域防災力の向上

第1節 村民等の役割

村民等は、「自らの生命は自らが守る」という自助の取り組みの観点に立ち、災害に強い地域づくりを担う一員として、以下の役割を担うものとする。

- ① 建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの火災発生防止
- ③ 消火器、住宅用火災報知器等防災用品の準備
- ④ 家具類の固定等による転倒防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 水（1日一人3リットルが目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持ち出し品や簡易トイレの準備
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ⑧ 村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑨ 地域の相互協力態勢の構築への協力
- ⑩ 災害時要援護者がいる家庭における防災村民組織、消防団、駐在所への事前の情報提供

第2節 防災村民組織の強化

第1 防災村民組織の結成促進

村は、村民への積極的な指導・助言により、防災村民組織の組織化を促進する。

第2 防災村民組織の活動環境整備

村は、防災村民組織の行う初期消火、救急救助、避難等に用いる資機材の整備に努める。

第3節 事業所防災体制の強化

大規模な災害が発生した際に、被害の拡大を防ぐためには、行政や防災機関による応急活動に先立ち、事業所等による組織的な災害対応を実施することが重要である。

村は、村内の事業所等に対して、災害時に重要業務を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定を促進するとともに、災害応急体制の整備や防災訓練の実施、施設の耐震化、防災村民組織との連携等、防災に係る取組みを支援し、地域防災力の向上を図る。

第4節 村民等との連携

災害発生時に被害を最小限にするためには、村民が正しい理解のもとに自らの村を守ろうとする認識を持つことが必要である。

このため村は、災害時における応急活動が効率的に処理されるよう、防災村民組織との連携を平素から密にし、災害時の協力態勢を確立しておくこととする。

また、村は村民に対して防災思想の普及を行い、災害応急対策に積極的に協力するように防災意識を高めていくこととする。

更に、災害時、円滑な災害ボランティア活動が実施できるよう支援体制づくりを推進するものとする。

第7章 防災運動の推進

第1節 防災知識の普及啓発

村は、東京都など防災機関と協力し、平常時から村民等を対象として過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に関する知識の普及に努めるとともに、村の広報紙にも関係記事を随時掲載して、防災に関する村民の理解を深め、災害時における混乱や被害を最小限に止める。

また、一時的に滞在する観光客等に対しては、災害時の対応要領等を民宿等の目につきやすい場所に掲示する。

(普及啓発事項)

- ① 村防災計画及び防災機関の防災体制
- ② 災害時の心得、避難誘導方法（避難先、経路、避難指示、避難勧告）
- ③ 地震、台風、火災、津波等の防災知識
- ④ 地震、津波、土砂災害等のハザードマップ
- ⑤ 過去に起きた災害の教訓

第2節 防災訓練等の充実

第1 防災訓練の考え方

本村では他島と異なり火山活動に伴う災害が発生する可能性は極めて低いこと、集落内に家屋が密集していることなどを勘案し、主として火災による災害を想定した消防訓練を中心に行う。また、人家の直近に急傾斜地があることから、大雨による土砂災害発生の際の避難訓練についても実施する。

また、東京都が計画する、新たな被害想定（地震・津波・高潮）等を踏まえた島しょ町村との合同防災訓練等を通じ、新たな避難計画の策定（津波警報・注意報等の伝達、避難経路と要領）やそれに基づく避難訓練等を実施する。

更に、村役場の緊急時の対応能力向上のための「本部運営訓練」を実施する。

第2 消防訓練

限られた地域に家屋が集中する本村は常に風が吹いている状態であることから、火災が発生した場合は延焼する可能性が非常に高く、初期消火による対応が重要である。

そのため、消防団と協力し、定期的に消火器を使用した消防訓練を実施し、正しい消火設備、消火器等の操作方法を村民ひとりひとりが修得できるよう努める。

第3 避難訓練等

津波の発生、台風の接近あるいは大規模災害の発生など、村民等の安全確保のために村民等が一時的避難を余儀なくされる場合を想定して、避難所の開設から誘導・避難など全村民を対象とした総合的な訓練を実施する。

また、防災機関と協力し、船舶及びヘリコプターによる島外避難訓練についても実施する。

第4 防災教育

保育園・小中学校については避難訓練を定期的に行うほか、地震・津波・風水害への対応力を高めるため、各教科「総合学習」、副読本の活用など児童・生徒等の発達段階や学校の実態に応じた防災教育を実施することにより、御蔵島村の一員としての防災意識を高める。

第3部 災害応急・復旧対策計画

【第3部の構成】

災害応急・復旧対策計画		
第1章	応急活動体制	P. 41
第2章	情報の応急活動体制	P. 49
第3章	応援・協力・派遣要請	P. 61
第4章	緊急輸送及び交通規制対策	P. 65
第5章	消防・救助対策	P. 67
第6章	医療救護対策	P. 69
第7章	避難対策	P. 72
第8章	観光客の安全確保対策	P. 79
第9章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	P. 81
第10章	ごみ・し尿・がれき処理	P. 84
第11章	公共施設の応急・復旧対策	P. 86
第12章	応急生活対策	P. 89
第13章	応急教育対策	P. 95
第14章	災害救助法	P. 97
第15章	激甚災害の指定	P. 100

第1章 応急活動体制

村は、村の地域に災害の発生が予測される場合あるいは災害が発生した場合は法令、東京都地域防災計画及び御蔵島村地域防災計画の定めるところにより指定（地方）行政機関、公共的団体[※]及び住民の協力を得てその全機能を発揮し、災害応急対策の実施に努めるものとする。

※公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよいとされている。村長は、総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。（地方自治法157条他）

第1節 災害対策本部の設置

第1 本部の設置

村長は、災害の発生が予測される場合あるいは災害が発生した場合に、非常配備態勢を発令するとともに御蔵島村災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置する。

本部の設置基準は以下に示すものを原則とする。

【災害対策本部の設置基準】

災害の種別	本部設置基準
地震災害	<ul style="list-style-type: none">・本村で、震度5弱以上の地震が発生したとき・本村で、「津波警報」が発表されたとき・「東海地震予知情報」が発表されたとき・その他村長が認めたとき
風水害 土砂災害 その他災害	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあると村長が判断したとき・その他村長が認めたとき

第2 本部の設置場所

災害対策本部は、原則として御蔵島村役場会議室に設置する。

第3 本部の設置の報告

本部が設置されたときは、総務課長は都知事（東京都総務局総合防災部）に通知するとともに、指定（地方）行政機関、指定公共機関の長に設置の通知をしなければならない。

第4 本部の設置に係る庶務等

1 災害対策本部の庶務

災害対策本部の設置等に係る庶務は総務班が行う。

2 庁舎等の被害状況の把握

総務班は、来庁者の安全を確保するとともに、庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行う。出先機関については各々の施設の管理者が同様の対応をとる。

3 職員の被災状況の把握

総務班は、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況から安否不明の者の概況を把握する。

4 通信機能の確保

総務班は、東京都総合情報システム、防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。

5 本部設置の掲示

本部が設置されたときは、御蔵島村役場会議室に「御蔵島村災害対策本部」の標記物を掲げるものとする。

第5 本部の廃止

災害対策本部長（以下「本部長（村長）」という。）は、村域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

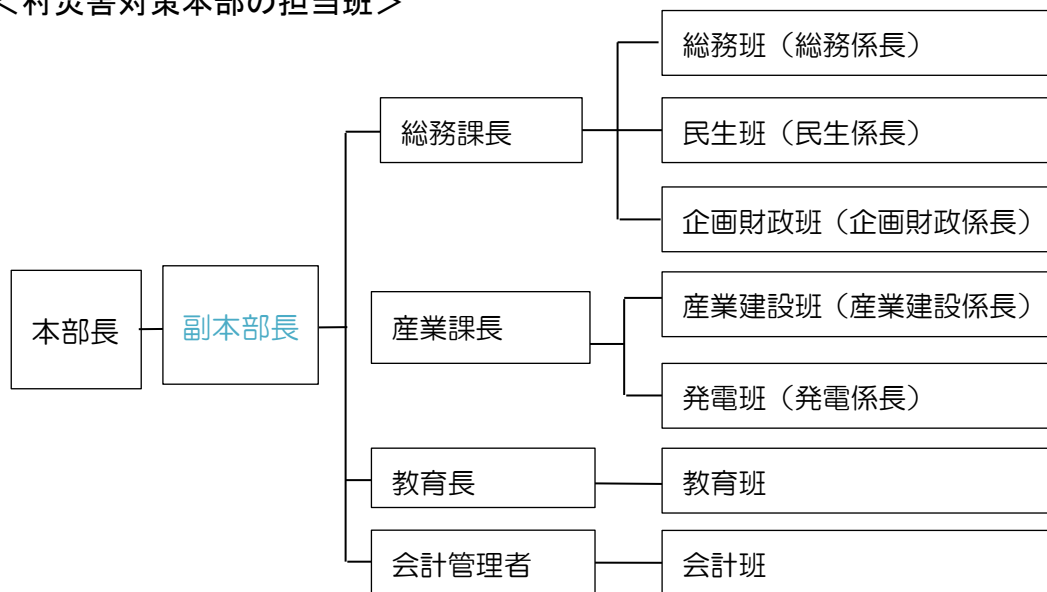
第2節 村災害対策本部の組織

村災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、御蔵島村災害対策本部条例、同運営要綱の定めるところによる。なお災害対策本部の組織及び分掌事務は以下に示すとおりである。

第1 村災害対策本部組織図

＜災害対策本部＞			
本部長室			班
本部長	副本部長	本部員	
村長	副村長 (総務課長)	総務課長 産業課長 教育長 会計管理者	総務 民生 企画財政 産業建設 発電 教育 会計

＜村災害対策本部の担当班＞



＜村災害対策本部に必要な機能＞

名 称	機 能
本部会議室	本部会議及び調整会議
本部室	情報の集約、分析
プレスルーム	記者発表
防災機関室	自衛隊等応援機関の事務室
ボランティアセンター	受け入れ及び活動調整

第2 職務及び分掌事務

区 分	職 務
本部長	村災害対策本部の事務を総括し、村災害対策本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。代理の順位は、①副村長 ②総務課長 とする。
本部員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、班の事務を掌理する。

班	分 掌 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議、災害対策本部の庶務に関すること 2. 関係官公庁及び各防災機関との連絡に関すること 3. 避難に係る情報収集及び避難勧告及び避難指示に関すること 4. 避難村民及び滞在者の誘導に関すること 5. 消防団の出動に関すること 6. 通信情報の総括に関すること 7. 各部救援活動等の連絡調整に関すること 8. 職員の動員、派遣に関すること 9. 国、都、島しょ部の市町村及び公共機関に対する応援及び村内業者等への協力の要請等に関すること 10. 自衛隊の派遣要請に関すること 11. 被害調査報告に関すること 12. 広報活動及び報道機関との連絡に関すること 13. 被災者の苦情処理及び相談に関すること 14. 被災者の救出及び避難に関すること 15. 水道施設に関すること 16. 震災廃棄物に関すること 17. 環境衛生に関すること 18. 救援物資の備蓄、調達に関すること

班	分 掌 事 務
民生班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の援護に関する事 2. 医療及び防疫に関する事 3. 応急食料に関する事 4. 負傷者の診療に関する事 5. 災害時の要援護者対策に関する事
企画 財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害記録及び資料の収集に関する事 2. 災害対策関係予算に関する事 3. 税の減免等に関する事 4. 義援金品の受領及び配分に関する事 5. その他各部に属さない事項に関する事
産業 建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業関連施設の災害応急対策に関する事 2. 被災農林漁業の経営指導に関する事 3. 公有林の災害対策、災害用材木の払い下げに関する事 4. 各農林漁家の被災者に対する復興資金の融資に関する事 5. 救助物資の輸送の協力に関する事 6. 滞在者の輸送の協力に関する事 7. 災害用資機材の協力に関する事 8. 災害対策に必要な労務の提供に関する事 9. 流木等災害対策に関する事 10. 道路障害物の除去に関する事 11. 港湾、道路、橋梁、河川等の災害対策に関する事 12. 被災建築物に関する事 13. 建築用資材の保管調達に関する事 14. 仮設住宅の建設に関する事 15. 車両、ヘリコプター、船舶等輸送機関の調達・調整に関する事
発電班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発電事業に関する事
教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連絡調整に関する事 2. 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事 3. 児童・生徒の救護、応急教育に関する事 4. 被災児童・生徒の学用品の給付に関する事 5. 避難所の開設、運営に関する事 6. ボランティアの受け入れと配属に関する事
会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策に必要な現金・物品の出納保管に関する事 2. 災害救助基金の出納に関する事

第3節 非常配備態勢

第1 配備態勢の種別

非常配備態勢は、次に掲げる基準によりその種別を第1非常配備態勢から第3非常配備態勢までの3段階とする。

なお、災害の危険性が認められるものの、その程度が低く、災害対策本部の設置及び非常配備態勢の指令を要しない場合においては、村は、警戒態勢をとる。

第2 配備態勢の基準

非常配備態勢の段階は、本部長（村長）が災害の状況を勘案し、以下の基準に基づいて指令を発するものとする。なお、警戒態勢の指令は、村長もしくは総務課長が行うものとする。

1 地震時の配備基準

【地震時の配備基準】

本部の設置	配備態勢区分	配備基準
—	警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本村で震度4の地震が発生したとき ・本村で「津波注意報」が発表されたとき ・「東海地震注意情報」が発表されたとき ・その他村長もしくは総務課長が認めたとき
災害対策本部	第1非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本村で震度5弱の地震が発生したとき ・本村で「津波警報」が発表されたとき ・その他村長が認めたとき
	第2非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本村で震度5強の地震が発生したとき ・本村で「津波警報（大津波）」が発表されたとき ・「東海地震予知情報」が発表されたとき ・その他村長が認めたとき
	第3非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・本村で震度6弱以上の地震が発生したとき ・本村に津波が襲来し被害が発生したとき ・その他村長が認めたとき

2 各配備態勢における活動の要旨

(1) 警戒態勢

警戒態勢は、暴風その他災害の発生を未然に防御するとともに、災害対策本部の設置に備えるため、各防災機関との情報連絡体制の確立、情報収集活動及び連絡活動を主とする態勢とする。

(2) 第1非常配備態勢

第1非常配備態勢は、暴風その他災害の発生を未然に防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する。

(3) 第2非常配備態勢

第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害にただちに対処できる態勢とする。

(4) 第3非常配備態勢

第3非常配備態勢は、村全域で災害にただちに対処できる態勢とする。

第3 配備態勢の動員

配備態勢ごとの職員の動員は次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合はこの限りではない。

【各配備態勢における職員の動員基準】

本部の設置	配備態勢区分	配備基準
—	警戒態勢	総務課長、総務係長及び 総務課長が必要と認める職員
災害対策本部	第1非常配備態勢	課長及びこれに準ずる職員以上の職員
	第2非常配備態勢	係長及びこれに準ずる職員以上の職員
	第3非常配備態勢	全職員

第4 配備態勢の伝達及び職員の参集

総務班が村内や庁内放送を通じて動員配備の内容等を伝達する。伝達を受けた職員は、動員配備基準に基づき参集する。

上記の伝達がない場合においても、職員はラジオ、テレビで震度等災害情報を確認し、動員配備基準に基づき参集する。

自身及び家族の負傷等により参集できない場合、職員は総務班または所属班にその旨を伝達する。

第5 防災会議の招集

村の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、村防災会議の委員は、会長に対して、防災会議を招集し、災害対策本部の設置を要請できるものとする。

参照：資料1「御蔵島村防災会議条例」

第2章 情報の応急活動体制

第1節 情報通信体制の確立

第1 情報通信体制

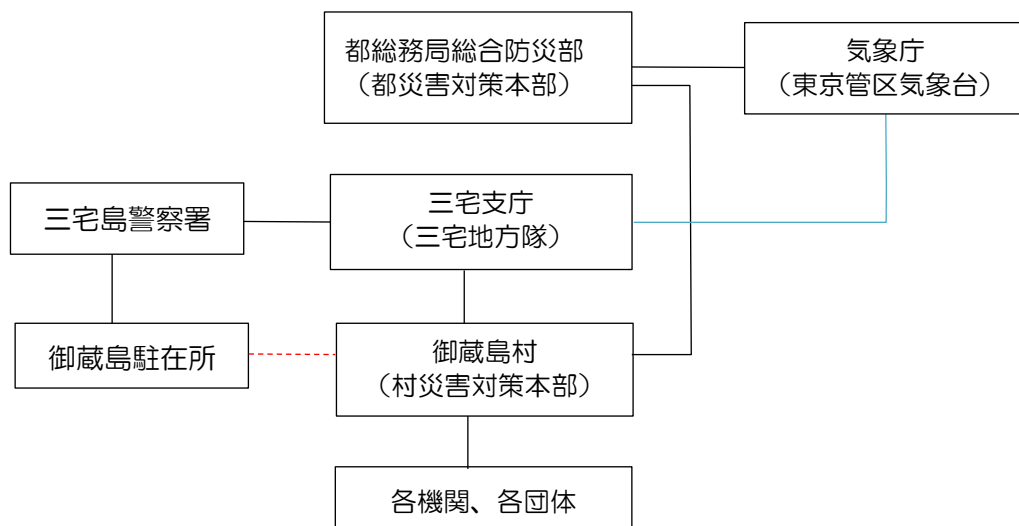
村及び都の防災機関、地方行政機関との相互連絡は、N T T回線を使用した有線通信によるものとし、あらかじめ通信連絡系統を確保しておくものとする。

また、有線通信が何らかの理由により使用不能となった場合は、東京都と御蔵島間の防災行政無線による無線通信によるものとする。

その他、三宅地方隊長の連絡の必要がある場合は、警視庁に無線の協力を依頼し通信の途絶のないよう万全を期するものとする。

通信系統は次のとおりとする。

【通信系統図】



第2 連絡責任者の配置

情報の錯綜等非常時の混乱を避けるため、各機関に連絡責任者を置く。
連絡責任者については次表のとおりとする。

【各機関連絡責任者の配置】

機 関 名	連 絡 責 任 者	電 話 番 号
御蔵島村役場	総務課長	8-2121
都三宅支庁	総務課長	2-1311
御蔵島駐在所	駐在	8-2110
NTT 東日本三宅営業所	NTT-ME 東京西支店三宅島担当課長	2-0134
東京電力三宅島事務所	事務所長	2-0711
御蔵島郵便局	局長	8-2201
東海汽船御蔵島代理店	代表者	8-2121

第2節 地震・津波情報の伝達

第1 地震情報の伝達

地震が発生した場合、住民に対し正確な情報に基づく的確な行動を促し、流言飛語の発生を抑制するため、村（総務課）は、気象庁から発表される地震関連情報（震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等）を、防災行政無線等を通じて把握し、直ちに村内放送（広報車による広報を含む。）による広報を実施する。

第2 津波の警報・注意報等の伝達

村は東京都及び気象庁から津波警報・注意報等の通知を受けた場合は、直ちに村内放送（広報車による広報を含む。）による広報を実施する。

【津波警報・注意報の種類】

種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表
大津波警報	予想される津波の高さが 高いところで3mを超え る場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以 上、1m以下の場合であ って、津波による災害の おそれがある場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以 上、1m以下の場合であ って、津波による災害の おそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)

第3節 気象情報等の伝達

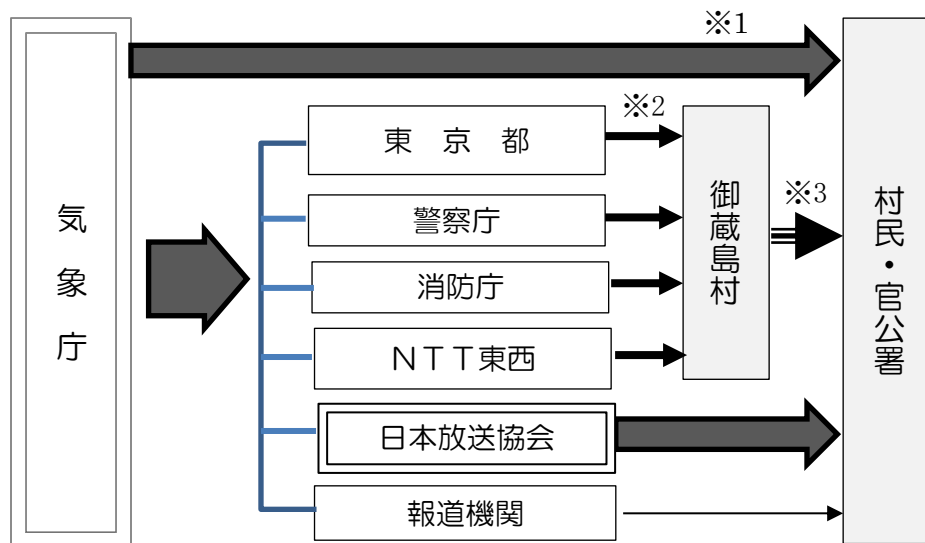
第1 警報・注意報の種類と伝達

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

気象庁は、気象業務法第14条に基づき、気象現象に伴う災害の発生が予想される場合、警報、または注意報を発表する。警報、または注意報は、平成22年5月より、市町村単位で発表される。

その伝達系統は以下のとおり。

【警報等伝達系統図（津波予報関係を除く。）（気象庁）】



※1：気象業務法13条、15条1項、2項に基づき法的義務を表す。

※2：上記努力義務を表す。

※3：災対法第56条に基づき、村長は、災害に関する警報等の通知を受けたとき、地域防災計画の定めるところにより、住民、関係機関等に伝達しなければならないとしている。

気象警報等は、防災行政無線、都災害情報システム（DIS）、一般加入電話等で村に通報される。

村は東京都及び気象庁から気象警報及び津波の警報等の通知を受けた場合は、直ちに村内放送（広報車による広報を含む。）による広報を実施する。

なお、本村の該当する一次細分区域は、伊豆諸島南部、二次細分区域は御蔵島村、市町村等をまとめた地域は三宅島である。

また、気象業務法に基づく注意報及び警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

【気象業務法に基づく注意報及び警報の種類と発表基準一覧表】

発表官署		気象庁予報部	
府県予報区		東京都	
一次細分区域		伊豆諸島南部	
二次細分区域		御蔵島村	
市町村等をまとめた地域		三宅島	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1時間雨量 60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 184
	洪水		雨量基準 1時間雨量 60mm
			流域雨量指数基準 —
			複合基準 —
	暴風	平均風速	30m/s
	暴風雪	平均風速	
	大雪	降雪の深さ	
	波浪	有義波高	6.0m
	高潮	潮位	3.3m
注意報	大雨		雨量基準 1時間雨量40mm
			土壌雨量指数基準 156
	洪水		雨量基準 1時間雨量 40mm
			流域雨量指数基準 —
			複合基準 —
	強風	平均風速	15m/s
	風雪	平均風速	
	大雪	降雪の深さ	
	波浪	有義波高	3.0m
	高潮	潮位	1.5m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	陸上：100m 海上：500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 65%	
	なだれ・着氷・着雪		
低温	冬期（最低気温）：2℃以下		
霜	早霜・晩霜期 最低気温 5℃以下		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

【警報・注意報基準一覧表の解説】

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (8) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (9) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

2 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨により、避難行動が必要な土石流や集中的に発生するがけ崩れの危険性が高まったと判断した時に東京都と気象庁が共同で発表する防災情報である。

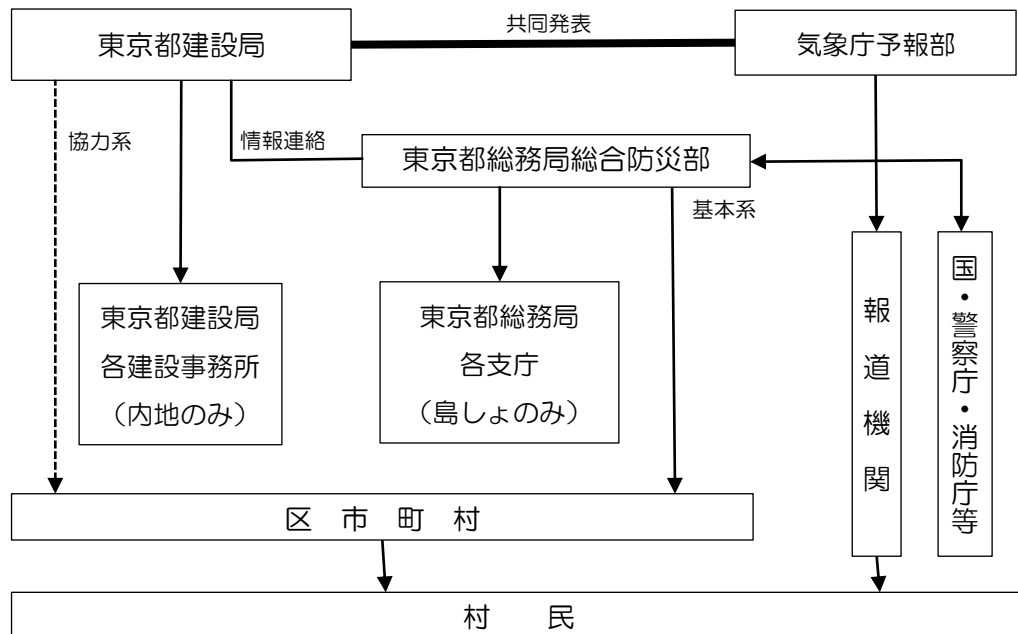
土砂災害警戒情報の目的は、本部長（村長）が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に判断すること、また、住民の自主避難の判断等に利用することである。

土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中に、より一層土砂災害の危険性が高まったときに、区市町村別に発表される。

第2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達系統は、以下に示す図に基づくものとする。

【土砂災害警戒情報の伝達ルート図】



注) 基本系：情報伝達の第1系統
協力系：確実な伝達を図るための重複系統

第3 災害情報収集・伝達要領

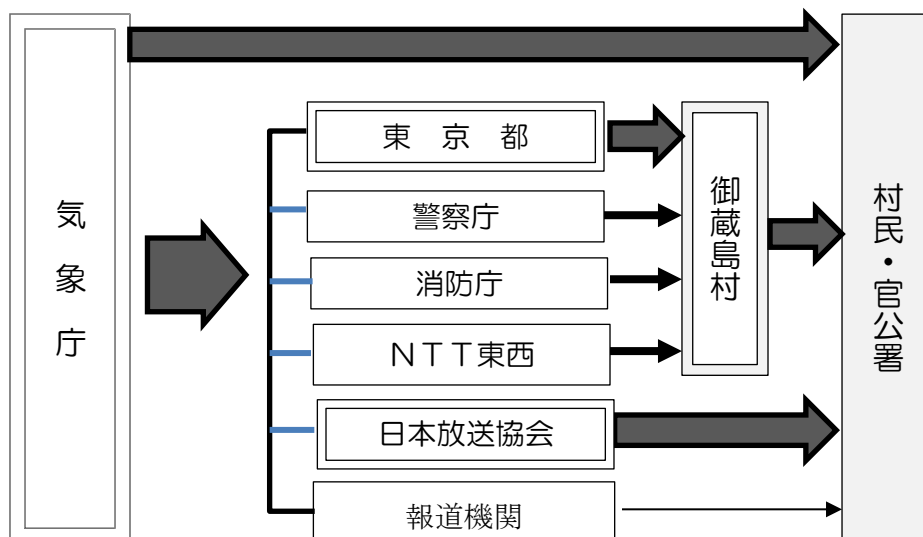
異常気象、山腹の崩落など災害情報収集の対外窓口は総務課とする。
住民に対する情報伝達は、前項の警報・注意報の伝達要領によるものとする。

第4 特別警報

特別警報は、従来の警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、気象庁は、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けるものとしている。

本警報の場合、御蔵島村からの住民への警報伝達は、気象業務法にも義務化されており、村長は特別警報を村民へ迅速に伝達するものとする。

【特別警報伝達系統図（気象庁）】



※太い矢印は、気象業務法13条、15条1項、2項に基づき法的義務を表す。

また、特別警報の発表基準は、以下のとおり。

【気象等の場合】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数10年に1度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数10年に1度の強度の台風や同年度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数10年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数10年に1度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【津波・火山・地震（地震動）の場合】

現象の種類	基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付ける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

第4節 被害状況報告

第1 被害状況等報告要領

村は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

1 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況（被害の程度は「被害程度の認定基準」に基づき認定）、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

2 報告の方法

原則として、東京都災害情報システムのシステム端末の入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。

3 報告の種類・期限等

東京都に対する報告の種類・期限等は以下に示す表に基づくものとする。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

4 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、「第14章 災害救助法」に定めるところによる。

第2 被害地調査要領

被害調査については総務係及び産業建設係の職員をもって調査グループを編成して行う。

ただし、調査グループの人数等については事態に応じ適宜定める。

調査事項は、被災状況、応急措置状況、災害地の住民の動向及び要望その他必要事項とし、その結果は本部長（村長）に速やかに報告する。

第5節 災害広報

第1 災害広報情報の収集

災害時における災害広報及び情報は、本部長室において統一的に収集、伝達する。

第2 住民への広報

住民に対する広報活動は、村内の混乱の防止に必要なことであることから、以下の内容を中心に、本部長室が防災行政無線等を活用し情報の周知徹底を図る。

防災行政無線によりがたいときは広報車による周知徹底のほか、避難所等における掲示板を活用する。

なお、必要に応じて災害広報紙を作成し、村、防災機関等の行う被災者支援策の周知に努める。

（住民に対する広報内容）

- 医療救護、衛生に関すること
- 食料、物資の配分状況
- 通信、交通機関の状況
- 災害発生の状況
- 住民の安否情報

【津波発生時の参考：村民及び観光客への注意の呼びかけ案文】

こちらは、御蔵島村災害対策本部です。

ただいま、震度6弱の地震が発生しました。

あわてずに、火の元を確認してください。

津波の恐れがありますので、海岸付近の方は、ただちに高台へ避難して下さい。

繰り返します。

第3 その他関係機関への広報

大規模災害発生時には島外の報道機関等からの照会や取材が考えられることから、それら防災機関以外からの照会や取材については、混乱のないよう本部長（村長）が一元的に対応する。

本部長（村長）が不在の場合は総務課長、総務係長の順に対応する。

第3章 応援・協力・派遣要請

第1節 防災機関との協力

第1 東京都に対する応急措置等の要請

本部長（村長）は、災害の状況により災害救助法の適用、り災者の他地区への移送及び自衛隊等の派遣等、都知事に応急措置の要請を必要とするときは、東京都地域防災計画の定めるところにより、口頭又は電話をもって要請し、その後速やかに改めて文書を送付するものとする。

本部長（村長）が知事に応援または応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に挙げる事項を明らかにする。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由)
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

第2 行政機関に対する応援・派遣要請

本部長（村長）は、本村独自では十分な応急措置ができない場合において、「災害時の相互応援協定に関する協定書」に基づき、他の島しょ町村に対して応援を要請する。応援の種類は、次のとおりとする。

1 物資の提供及びあっ旋並びに人員の派遣

- (1) 食料、飲料水、生活必需品、その供給に必要な資器材の提供及びあっ旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材や物資の提供及びあっ旋
- (3) 救援や救助活動に必要な船舶等の提供及びあっ旋
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

2 島外避難の支援及び避難者の受入れ

3 その他特に要請があった事項

なお、応援を要請する場合は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

- ① 被害の状況
- ② 物的応援を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段
- ③ 人的応援を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段
- ④ その他の応援を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等
- ⑤ そのほか必要な事項

第3 自衛隊に対する災害派遣要請の求め

本部長(村長)は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認めた場合、都知事(総務局総合防災部)に対し次の事項を明らかにして災害派遣要請(求め)を依頼する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、都知事に対して災害派遣の要請が行えない場合には、直接関係部隊(陸上自衛隊第1師団等)に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

第4 指定公共機関及び公共的団体に対する協力要請

本部長(村長)は、災害の規模・程度に応じた災害応急対策を実施するために必要と認められる場合、指定公共機関、公共的団体に対して災害対策要員及び資器材等に関する協力を要請し、必要人員及び資器材の確保に努める。

第5 災害時の受援態勢

派遣要請に基づき派遣される人員のための受け入れ施設は次表のとおりとする。

本部長(村長)は、村内の被害状況等により次表の受け入れ施設に応援部隊が収容できないときは、直ちに代替措置を講じ、その活動に支障が生じないよう努力する。

なお、派遣人員に対する給食については、防災機関などの積極的な協力を仰ぎ、応援活動に支障が生じないように万全を期す。

また、島への移動、輸送には大きな制約があることから応援・協力の人員・物資輸送手段の確保について、都や自衛隊、海上保安庁等と密接に調整する。

【受け入れ施設等一覧】

用途	場所	備考
舟艇接岸予定地点	御蔵島港	岸壁：水深-7.5m 物揚場：水深-3.0m
ヘリコプター発着地点	御蔵島ヘリポート	総面積：2,092m ²
派遣人員仮泊予定施設	御蔵島村小中学校	指定避難場所

第2節 住民への協力要請

第1 住民協力要請の内容

村は住民に対し、以下の点を中心に参加・協力を呼びかける。

1 災害発生前に関すること

(1) 山地・山腹・河川・沿岸部の異常現象の発見の連絡（（ ）内：前兆の可能性のある災害の種類）

- ア 山腹の小規模な崩壊（地すべり）
- イ 川の濁り、多くの流木（土石流）
- ウ 降雨中の河川水位の急激な降下（土石流）
- エ 山鳴り、地鳴り（土石流）
- オ 今までにない崖の亀裂（崖崩れ）
- カ 崖上部から小石の落下（崖崩れ）
- キ 崖から音、湧水発生または湧水停止、崖上の倒木発生（崖崩れ）
- ク 海水の色の変化（土砂災害共通）

(2) 災害に関する警報・注意報、その他情報の区域住民への連絡

(3) 村が実施する防災訓練への参加

2 災害発生後に関すること

(1) 被害情報の役場及び区域住民への連絡

(2) 近隣住民の避難状況の確認

- (3) 避難誘導、避難所内り災者への対応業務
- (4) 災害要援護者の避難協力
- (5) 避難者に対する給食、救援物資の配分
- (6) 被害状況調査への協力
- (7) その他対策本部が実施する災害応急対策業務の支援・協力に関すること

第4章 緊急輸送及び交通規制対策

第1節 人員・物資輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び災害応急用資機材及び救助物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、これに必要な車両は迅速かつ円滑に調達できるように配慮されなければならない。

特に島外からの輸送については、村所有の車両をもって実施することを基本とするが、それでもなお不足を生じるときは、村民及び防災機関の協力を得て車両を借り上げ輸送に万全を期するものとする。

第2節 交通規制

災害時において、被災地に通じる道路について災害救助活動に支障をきたす恐れがあるときは、三宅島警察署御蔵島村駐在所に対し交通規制等の要請、協力を依頼し、救助活動に万全を期する。なお、交通の障害となる倒木等の除去及び損壊した道路橋梁等の応急補修については、それぞれ関係機関に連絡し、補修の促進を図る。

また、災害の発生に至らない場合であっても予警報が発令された場合及び地震の発生の際は、次により交通規制等をする。

【交通規制の区分と内容】

区 分		規 制 内 容	
津 波	注意報	岸壁内立ち入り禁止。ただし、定期船接岸時は見張員を配置し緊急時に待避できるよう措置した場合は作業可能	
	警 報	三宅島建設工業宿舎（たりぼう）より先御蔵島港への都道立ち入りを禁止	
大 雨 警 報	時 間 雨 量	30mm 未満	都道及び林道黒崎高尾線より上部、遊歩道全線への立ち入り禁止
		30～50mm 未満	降雨量が時間 30mm を越える場合は発電所及び西川住宅より先への立ち入り禁止
		50～65mm 未満	村役場より先への立ち入り禁止 避難所の開設
		65mm 以上	三宝橋より西川住宅までの住民は避難所へ避難
土砂災害警戒情報		急傾斜地崩壊危険箇所内の住民は避難所へ避難	
地 震	震度4	都道・村道・林道の目視による安全確認実施	
	震度5（弱、強）	安全確認終了まで遊歩道全線立ち入り禁止	
	震度6弱以上	村内全域で交通規制を実施	

第3節 障害物の除去

第1 道路障害物除去

災害により発生した道路障害物は早急に除去し、速やかに道路の修理復旧を施行する。

各機関は協力し、これら障害物の除去作業を優先し迅速に対応する。

第2 協力業者

障害物除去作業に関し、機械力、労務に不足が生じた際は、村内業者に協力を要請し、障害物除去の促進を図る。

【村内協力業者一覧】

名 称	連絡先	協力内容
御蔵建設（株）	8-2262	トラック、建機等
三宅島建設工業（株） 御蔵島出張所	8-2229	〃

第5章 消防・救助対策

第1節 消防計画

第1 消防態勢・消防力

村における消防団は団員35名をもって組織し、消防力は一定の基準を満たしているが、団員が非常勤であるため、出動に際しその連絡系統について充実を図る必要がある。

【御蔵島村消防団組織】



第2 消防活動

消防団の出動については、村長から災害発生区域へ出動を命じ、その任にあたらせる。また、台風の接近などあらかじめ災害の発生の恐れがあると思われるときは、災害の発生等不測の事態に備え待機を命じる。

消防団は、各種災害・事故の発生に際し、団長の指揮のもと総力を挙げてこれに対処するものとする。

消防活動時には災害対策本部との連絡を密にし、消火、被災者の救出、救護、避難の安全確保の活動を展開する。

また、活動に必要な消火、救出、救護等の知識と技能の向上及び活動を行う班の孤立防止を図る等、常に万全の態勢を整えられるよう訓練を重ねる。

【消防用設備一覧】

区 分	数 量	備 考
消防ポンプ積載車	2台	
小型動力ポンプ	5台	
水防活動用資機材	ロープ100m、シャベル5丁、ツルハシ5丁	

【消防水利一覧】

区 分	数 量	備 考
防火水槽	5 基	20～40 t
消火栓	29 柱	

第3 緊急消防援助隊等の応援要請及び受け入れ

村長（本部長）は、消防団と協議し、自らの消防力のみでは対処できないと判断した場合

- ① 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村との災害時相互応援に関する協定
- ② 東京消防庁との消防応援協定

に基づき、島しょ町村及び東京消防庁への応援要請を行うとともに適切に受入れる。

次いで、必要に応じて都知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請し、これを適切に受け入れるものとする。

第2節 救助計画

第1 救出・救助方法

災害及び事故により多数の負傷者が発生したときは、防災機関、警察、診療所の医師と協力し、早急にその措置を講ずるものとし、倒壊、損壊した家屋等の内部に自力脱出できないような負傷者が残されているときには、資材と人員を活用して最優先にその生命身体の安全を確保するよう努める。

災害事故現場における救出、救急内容は次の通りとする。

- ① 負傷者の救出作業
- ② 負傷者の応急処置
- ③ 負傷者の病院・診療所への搬送及び輸送
- ④ 応急医薬品、器材、医療班の輸送
- ⑤ その他

第6章 医療救護対策

第1節 医療及び救護計画

第1 医療救護活動

災害時において避難所が設置されたとき、その他災害により医療救護の必要があると認めるときは、診療所が中心となって医療救護班を編成し、迅速に負傷者等の救護にあたる。

本部長（村長）は、負傷病者の発生状況により、医療救護班責任者の意見をふまえ、負傷病者の救護に遅滞を生じないよう都知事に対し、医師及び看護師の派遣及び医薬品の供給を要請する。

第2 医療救護内容

災害発生時の医療救護内容については以下の通りとする。

- ① 診療
- ② 薬剤及び治療材料の支給
- ③ 処置及び手術その他必要な治療
- ④ 診療所への収容

第3 負傷病者の搬送（収容）

村内の医療機関は、診療所が1箇所しかないため、重症患者は島外への搬送が必要になる。

このため、重症患者をヘリコプターで搬送する必要がある場合は、都知事に対し、受け入れ施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

なお、搬送にあたっては、村内のヘリポートや自衛艦等のヘリポートを利用する。

【診療科・医療関係者・施設数】

(人)

診療科	医師	看護師	准看護師	技師	薬剤師	事務	床数	備考
全科	1	2				1	2	

【災害時収容病院一覧（都内）】

病院名	対応時間	担当	連絡先		
都立病院	広尾病院 (東京ER・広尾)	平日昼間	救命救急センター担当医、循環器科担当医	03-3444-1181	
		夜間休日	救命救急センター当直医、循環器科当直医		
	墨東病院 (東京ER・墨東)	平日昼間	救命救急センター担当医	03-3633-6151	
		夜間休日	救命救急センター当直医		
	大塚病院	平日昼間	各科診療担当医	03-3941-3211	
		夜間休日	各科診療当直医		
	多摩総合 医療センター (東京ER・多摩)	平日昼間	救命救急センター担当医	042-323-5111	
		夜間休日	救命救急センター当直医		
	駒込病院	平日昼間	各科診療担当医	03-3823-2101	
		夜間休日	各科診療当直医		
	公社病院	荏原病院	平日昼間	各科診療担当医	03-5734-8000
			夜間休日	各科診療当直医	
豊島病院		平日昼間	各科診療担当医	03-5375-1234	
		夜間休日	各科診療当直医		
大久保病院		平日昼間	各科診療担当医	03-5273-7711	
		夜間休日	各科診療当直医		
その他の協力病院	亀田総合病院	全日	救命救急科部長	04-7092-2211	
	国立災害医療センター	平日昼間	救命救急センター担当医	042-526-5511	
		夜間休日	救命救急センター当直医		
	順天堂大学付属	全日	救命室担当医（医療サービス支援センター）	03-5802-1200	
	東海大学付属	全日	ホットライン確認	0463-93-1120	
	東京大学付属	全日	救急部・集中治療部担当医、各科診療担当医	03-3815-5411	
	東邦大学付属	全日	産婦人科担当医	03-3762-4151	
武蔵野日赤	全日	救急センター担当医	0422-31-9944		

第2節 防疫活動

第1 防疫活動の要請

本部長(村長)は、災害時に伝染病のまん延の恐れがあると判断したときは、ただちにその状況を都知事に報告し、防疫活動の実施を要請する。

村は、伝染病を媒介する動物の駆除方法や予防対策について広報し、住民への周知徹底を図る。

第3節 遺体の捜索、処理

第1 行方不明者の捜索

津波、生き埋め等により行方不明者が発生した場合、防災機関と協力的確な情報の把握に努め、迅速に捜索を行う。

第2 遺体の検案及び処理

遺体の検案は診療所の医師が行う。警察による検視を終えた後、遺体処理台帳の整理の上、滞りなく親族等に引き渡すものとする。

第3 遺体の安置所

村における遺体の安置所は、開発総合センターとする。

第7章 避難対策

第1節 避難計画

第1 避難の勧告及び指示の発令

1 避難勧告・指示の実施基準

本部長（村長）は、以下のような災害の情勢や、危険が切迫した場合には、災害対策基本法第60条に基づき、必要と認める地域の住民、滞在者等に対し、必要に応じて避難先を定めて避難の勧告又は指示を発令する。なお、本部長（村長）は、避難行動に時間を要する災害時要援護者の安全確保を図るため、早めの段階で避難行動を開始する必要がある場合において、避難準備（要援護者避難）情報を発令する。

避難実施の際、かえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、これらの避難者に対し、屋内での退避等の安全確保の措置を指示する。

- (1) 気象台から津波警報が発表され、浸水の危険が迫っているとき
- (2) 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき
- (3) 火災の延焼により危険が迫っているとき
- (4) がけ崩れ等の危険が予想されるとき
- (5) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (6) 危険物災害等の危険が迫っているとき
- (7) 災害の状況により、住民、滞在者等の生命、身体を災害から保護する必要があると本部長（村長）が認めるとき

【三類型の避難勧告等一覧】

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	○災害時要援護者等の避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族との連、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動が出来る者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示	<p>○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</p> <p>○人的被害の発生した状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民、滞在者等は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民、滞在者等は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の活動

2 避難勧告・指示実施責任者

村における避難準備情報、避難勧告・指示は、本部長（村長）が実施する。

本部長（村長）が避難のための立ち退きの勧告、指示、及び立ち退き先の指示を行うことができない場合、次に示す者がそれぞれの実施要件に基づき、代行する。

【避難の勧告・指示の実施責任者と実施要件】

責任者		実施要件	根拠法令
本部長（村長）		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
代行者	知事	災害の発生により村がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
	知事、又は水防管理者その命を受けた職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	警察官又は海上保安官	村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	警察官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条

3 総合的な情報収集・分析

避難勧告・避難指示等を適切に判断するためには、気象庁からの警報、東京都からの警報、マスコミ情報等の情報を総合的に収集・分析し、判断する必要がある。

特に、島しょ部の集中豪雨の場合、伊豆大島の豪雨災害に見られるように広域の要件を満たしておらず「大雨特別警報」が出されなかった場合があり、域内の時間当たりの雨量に十分注意する必要がある。

4 プロアクティブの原則※に基づく意思決定

状況に応じた避難準備情報、避難勧告及び避難指示の決定、発令を適切に実施するため、御蔵島村の特性等を踏まえた判断基準を作成するとともに、最悪

事態を想定し、空振りを恐れることなく意思決定を行う。

※プロアクティブの原則

- ① 疑わしいときは行動せよ
- ② 最悪事態を想定して行動せよ
- ③ 空振りは許されるが見逃しは許されない

5 適切な避難経路・時期等の選定

避難所までの経路を確認し、天候、経路上の危険地域（河川、崖の状況）も十分考慮し、避難の時期等について臨機に判断することが必要である。

避難を行うことで、かえって危険状況に陥ることが考えられる場合は、屋外への避難をやめ、屋内で待機することを指導することが必要である。

第2 避難の勧告及び指示の伝達

本部長（村長）が避難の勧告又は指示をした場合の伝達方法は、混乱を防止するため村内放送及び広報車により行い、以下の事項の周知徹底を図る。

- ① 避難を要する理由
- ② 避難勧告・指示
- ③ 避難指示の対象地域
- ④ 避難先
- ⑤ 避難経路等

また、伝達にあたっては、豪雨等の状況から、村民への放送等が十分伝わらない場合を考慮して、消防団や駐在所、観光協会等との連携により必要に応じて、住居地域に巡回して連絡することが必要である。

特に土砂災害警戒地域の住宅や高齢者の在宅等への連絡を重視する。

第3 避難の勧告及び指示の報告

避難勧告又は指示を行った場合は、あるいは、避難勧告又は指示を解除した場合は、速やかに都知事へ報告する。

第4 避難誘導

避難時の誘導に際しては村職員及び御蔵島駐在所長がその任にあたるものとし、必要に応じて消防団及び住民に協力を要請する。なお、可能な限り、集

団を編成し、あらかじめ指定する避難所等へ誘導する。

また、避難経路については、事前に検討及び実査を行い、安全を確認しておくほか危険箇所には表示、縄張り等を行い避難中の事故防止に努める。

第2節 避難所の開設・運営

第1 避難所の基準

本部長（村長）は、三宅島警察署（御蔵島村駐在所）と協議のうえ次の基準に従って事前に避難所を選定する。現在の避難所及び収容可能人員は下記のとおりである。

1 設置基準

(1) 構造

避難所は、鉄筋又はブロック造り等の耐火構造とし、公共施設を利用する。

(2) 収容基準

避難所の収容基準はおおむね次のとおりとする。

居室3.3m²あたり 2人

2 指定避難所

(1) 避難所

名 称	収容人数	連絡先
御蔵島小中学校	400名(最大)	8-2211, 2231
村立開発総合センター	若干名	8-2328
観光資料館	若干名	8-2022

(2) 福祉避難所

名 称	収容人数	連絡先
福祉保健センター仲里 (福祉避難所)	若干名	8-2508

第2 避難所の開設

本部長（村長）は、次の要件のいずれかを満たす場合、直ちに避難所を開設する。

- 1 避難準備情報、避難勧告または避難指示を発しようとするとき
- 2 村域において震度5強以上の地震が発生したとき
- 3 台風の接近など気象の急変時において、本部長（村長）が必要と認めたとき

避難所を開設した場合においては、本部長（村長）は直ちに都知事に報告するとともに防災機関に連絡する。

【参考：土砂災害対策時の村民及び観光客への注意の呼びかけ案文】

こちらは、御蔵島村災害対策本部です。
ただいま、〇時〇分、土砂崩れの危険があるため、〇〇地区に避難勧告（指示）が出されました。
〇〇地区の方は、村職員、駐在所、消防団の指示に従って、避難所へ避難してください。
繰り返します。
（繰り返す）

第3 避難所の運営

- 1 避難所の管理・運営が混乱無く円滑に行われるよう、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を活用する。
- 2 総務課は、避難者の名簿を作成し、本部長（村長）に報告する。
- 3 避難者の代表者による避難所運営本部を組織し、村の行う避難所運営の補助、避難者のニーズの把握及び生活支援の一元化等を図る。
- 4 避難所に避難したり災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行・掲示、インターネット、FAX等の整備を行う。
- 5 避難者の村外に居住する家族等との安否の連絡のため、災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について周知する。

- 6 避難者のニーズを調査し、ニーズに応じた支援及び食料、生活必需品等の供給を行う。
- 7 避難所の運営にあたって、災害ボランティアの協力が必要な場合、東京都に災害ボランティア派遣を要請する。

第3節 災害時要援護者の安全確保

災害時要援護者の避難においては、特に高齢者のみの世帯及び障害により自立歩行が困難な世帯について平素より状況を把握し、避難が遅れることのないよう注意する。

村は、福祉保健センター仲里を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である災害時要援護者を入所させるものとし、医療や介護等必要なサービスを提供する。

第8章 観光客の安全確保対策

本村に滞在する観光客等が災害により被災を受けた場合、もしくは交通機能の被災により離島することが困難となった場合において、村は、防災機関との協力のものと、観光客等の安全確保に努めるものとする。

第1節 関係機関との協力

第1 御蔵島観光協会との協力

御蔵島観光協会は、災害時の観光客等の把握、宿泊施設における保護等において、村の行う安全確保対策に協力するものとする。

第2 東海汽船株式会社との協力

東海汽船(株)は、災害時の観光客等の把握、島外への避難等において、村の行う安全確保対策に協力するものとする。

第2節 観光客の把握

村(産業建設班)は、前節に挙げた協力関係に基づき、災害発生時に滞在中の観光客等の把握を行うものとし、必要に応じて、消防団等と協力し、行方不明者等の捜索を行う。

第3節 避難誘導等安全確保対策

第1 避難誘導

災害時に観光客等の安全を確保するため、必要に応じて村(産業建設班)は、避難所(御蔵島小中学校)への避難するよう、観光客等を誘導する。

第2 宿泊施設のあつ旋等

観光客等の災害時における宿泊は、村内の宿泊施設を用いるものとする。

この場合、各観光客が宿泊していた施設での宿泊を基本とし、被災等によって利用不能な場合には、他の利用可能な施設をあつ旋する。

宿泊施設による保護が不能な場合は、避難所(御蔵島小中学校)に宿泊場所を確保する。なお、避難所においては、飲料水、食糧の配布、トイレの開放等、観光客等に対する支援活動を実施する。

第3 観光客家族等との安否の確認

通信施設の被災や輻湊等により、観光客家族等との安否確認の連絡が行えない場合、村（産業建設班）は災害用伝言ダイヤル等の安否確認方法の周知に努める等必要な援助を行う。

第4 島外への避難

島内及び港湾施設等の安全が確認できた場合、観光客等の島外への避難活動に協力する。その際、村（産業建設班）は、必要に応じて東海汽船(株)に協力を要請する。

第5 外国人等日本語を解さない人への対応

外国人等日本語を解さない観光客等に対しては、可能な限り母国語での情報提供を行うよう努めるものとし、必要に応じて通訳等の派遣を東京都に対して要請する。

第9章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 飲料水

第1 給水基準

災害時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり、3リットル以上とする。

第2 給水方法

給水対象施設は、指定避難所（御蔵島小中学校、村立開発総合センター、観光資料館、福祉保健センター仲里）、診療所とし、同施設に対して、車両による応急給水を行う。なお、以下の施設を応急飲料水の水源とする。

【応急飲料水水源施設一覧】

名称	容量	備考
浄水場	240m ³	
学校プール	383m ³	浄水器の準備等

断水の発生状況、簡易水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。対象施設は車両による応急給水対象施設と同一とする。

第2節 給食計画

第1 給食基準

1 災害救助法適用前

避難所において、備蓄した食料品等を適時配布する。

村長がその責任において実施するり災者に対する食品などの給食の基準を、災害救助法施行細則において定める限度額内において定めておくものとする。

2 災害救助法適用後

都知事の指示する給食基準による。

第2 食品調達方法

本村は離島という特殊事情などから災害用応急食品の事前購入、大量の備蓄が困難な状況にあるため、災害発生時における副食物及び調味料は農協または民間小売業者に緊急調達の依頼をするものとする。

主食については都に対し、災害応急用米穀等の調達に関する要請を行うものとする。

乳幼児の調製粉乳の調達については、あらかじめ指定した業者から購入し、供給不能とならないよう十分注意する。

第3 食品の輸送及び配分

1 輸 送

災害応急食品の輸送は、村内より必要車両を借り上げ輸送する。

2 配 分

食品の配分は避難所毎に行う。避難所を開設していない場合や在宅避難者がある場合には消防団等の協力を得て必要な世帯へ配分する。

第4 炊き出しの実施及び給食配分

災害により炊き出しを必要とする場合は、学校給食施設及び村営宿泊施設など公共施設の炊事場を利用し、協力機関の協力を得て避難者による避難所運営本部が主体となって実施する。

【食品等調達先一覧】

名 称	品 目	連絡先
丸一商店	生鮮食品、生活雑貨	8-2 2 8 7
西川商店	〃	8-2 2 4 7
農業協同組合	食品、生活雑貨、調整粉乳	8-2 2 1 2
漁業協同組合	〃	8-2 1 5 1

第3節 生活必需品

第1 貸出計画

災害により、家具・家財を消失したり災者に対しては、早急に毛布、被服等を貸与又は供与し、生活の安定を図る必要がある。

村においては、このような事態に対処するため、村が管理する毛布の貸出計画等を策定しておくものとする。

備蓄物資として、都福祉保健局が村に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に貸与する。

第2 調達計画

災害用生活必需品の調達については、村の備蓄能力等を考慮した場合、品目ならびに数量等に制限があることから、村が所有する毛布を除き、あらかじめ島内小売業者と協定を締結し、災害時においてできる限りの調達を図る。

また、島外からの救援物資についても円滑に受け入れができるよう、受け入れ計画を策定しておく。

第3 生活必需品の配分

災害時における生活必需品の配分にあたっては、配分の対象となる住民の把握に努めるとともに、物資の受け渡し場所、受け渡し方法、その他必要な配分計画を策定し、協力機関等の協力を得て被災者に公平に配分する。

【備蓄品一覧】

区 分	数 量	備 考
クラッカー	3, 500食	都寄託分
毛布	422枚	//
ビニールシート	111枚	

第10章 ごみ・し尿・がれき処理

第1節 ごみ処理

第1 処理計画の策定

村（総務班）は、じん芥処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のごみ収集処理計画を策定する。

第2 ごみ処理対策の実施

- 1 防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- 2 避難者を含む村民に対して、通常と同様の分別を行うよう要請する。
- 3 粗大ごみ等の大量発生により、通常の処理能力を上回る場合には、災害の状況に応じて適切な仮置場を確保し、一時的に集積する。
- 4 可能な限り再利用等ごみの減量化に努めるものとする。
- 5 村単独ではごみ処理による生活環境の保全が困難と考えられる場合、東京都に対して必要な応援を要請する。

第2節 し尿処理

第1 処理計画の策定

村（総務班）は、簡易水道施設、避難所等のし尿浄化槽、じん芥処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のし尿処理計画を策定する。

第2 災害用トイレの設置

村（総務班）は、通常のトイレが利用できない場合、災害用トイレを設置し、その利用法について災害広報紙等を通じて村民に広報する。

村は、災害用発生時にトイレが利用できなくなる場合に備え、災害用トイレの備蓄に努めるものとする。

また、災害用トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために東京都（健康保健局）に協力を要請する。

第3 し尿処理対策の実施

- 1 村（総務班）は、災害用トイレ等の設置状況を勘案し、し尿処理計画に基づいた収集・処理体制を整備する。
- 2 必要に応じてし尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、消毒を行う。
- 3 村が確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、東京都、その他自治体等に対して応援を要請する

第3節 がれき処理

第1 基本方針

災害における応急対策や復旧・復興を円滑に実施すると共に、最終処分量の削減を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材、コンクリートがら等（以下「がれき」という。）の再利用及び適正処理を図るものとする。

第2 がれき処理の実施

- 1 村内におけるがれき処理の計画を策定し、対処する。
- 2 村（総務班）は、村内の被害状況を確認し、がれきの発生量を推計すると共に、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- 3 大量のがれきの発生が予想される場合、災害の状況に応じて適切な仮置場を確保し、一時的に集積する。
- 4 可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努め、がれきの減量化を図る。
- 5 アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。
- 6 建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。

第11章 公共施設の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

第1 道路

災害が発生した場合、「第4章 緊急輸送及び交通規制対策」に基づき、交通規制及び障害物の除去を行い、余震等による二次災害の防止に努める。

また、都及び村の各道路管理者は、被災した道路について、住民の生活確保の観点から復旧優先順位を定め、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図るものとする。

第2 港湾施設

地震、津波等により、港湾施設が被害を受けたときまたはそのおそれがあるときは、港湾施設の管理者である東京都に対して、速やかに応急・復旧対策を実施するよう要請する。

第3 ヘリポート施設

地震等により、ヘリポート施設が被害を受けたときまたはそのおそれがあるときは、安全が確認できるまでヘリポート施設の利用を一時中止するものとし、ヘリポート施設の管理者である東京都に対して、速やかに応急・復旧対策を実施するよう要請する。

第2節 社会公共施設等

第1 村役場庁舎

村（総務班）は、災害が発生した場合、来庁者の安全を確保するとともに、施設の安全点検を的確に行う。また、火災が発生した場合は、ただちに消防団へ通報する。

被災した場合、必要に応じて速やかに応急危険度判定を実施するとともに、その危険度に応じた利用の制限等適切な措置の実施に努めるものとする。

応急危険度判定士がいない場合に備え、簡単チェックリストを準備しておくものとする。

第2 社会福祉施設等

各施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者の安全を確保するとともに、施設の安全点検を的確に行う。また、火災が発生した場合は、ただちに消防団へ通報する。

被災した場合、必要に応じて速やかに応急危険度判定を実施するとともに、その危険度に応じた利用の制限等適切な措置の実施に努めるものとする。

第3 教育施設

1 応急対策

- (1) 学校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- (2) 小中学校において自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 小中学校が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- (5) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

2 応急復旧対策

小中学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合、教育班は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。この計画に基づき、児童・生徒の不安を解消するため、迅速な教育活動の再開に努める。

第3節 ライフライン施設

第1 簡易水道施設

村（産業建設班）は、災害後速やかに簡易水道施設の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業の実施においては、必要に応じて協力事業者と協力を要請する。なお、応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、東京都に対し調達あっ旋を要請する。

また、産業建設班は、被災した簡易水道施設について、住民の生活確保の観点から復旧優先順位を定め、優先順位の高い施設から順に水道機能の早期復旧を図るものとする。

第2 通信施設

災害時等には、公共機関等との通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備と復旧作業を迅速、円滑に行うため復旧対策を充実強化し、電気通信サービスの確保を図る。

第3 電力施設

村（発電班）は、東京電力株式会社（東京支店三宅島事務所）との協力関係に基づき、災害後速やかに発電・送電施設等の被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業の実施においては、必要に応じて協力事業者に協力を要請する。

なお、応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、東京都に対し調達あっ旋を要請する。

第12章 応急生活対策

第1節 被災住宅・宅地の応急危険度判定

第1 被災住宅の応急危険度判定

1 判定制度の目的

被災住宅の応急危険度判定は、被災建築物の余震等による倒壊等の二次災害防止のため、被害状況を把握し、必要な措置を講じるために行うものである。

2 判定の実施

村（産業建設班）は、応急危険度判定員の有資格者の職員を中心として応急危険度判定班を組織し、被災住宅の応急危険度判定を実施する。

本部長（村長）は、村内の多くの建築物が被災した等で、村単独で被災住宅の応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーを、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、利用者・居住者・歩行者等への周知を図る。

第2 被災宅地の応急危険度判定

1 判定制度の目的

被災宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図るために行うものである。

2 判定の実施

村（産業建設班）は、被災宅地危険度判定士の有資格者の職員を中心として応急危険度判定班を組織し、被災宅地の応急危険度判定を実施する。

本部長（村長）は、村内の多くの宅地が被災した等で、村単独で被災宅地の応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、被災住宅の場合と同様に、都知事に応急危険度判定員の出動要請等を行う。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを、道路に面した宅地擁壁等の見やすい場所に表示し、利用者・居住者・歩行者等への周知を図る。

第2節 家屋・住宅の被害調査

第1 被害調査の目的

住宅の応急修理や供給のための基礎資料とするため、家屋・住家の被害状況を把握する。

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

第2 被害調査の実施

村は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定めておくものとする。

村（産業建設班）は、これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行う。消防団は、火災による被害状況調査を行う。

調査結果は、速やかに東京都災害対策本部に報告する。

第3節 り災証明の発行

第1 証明書の発行

り災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や各種公的融資及び被災者再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金支給の申請などを実施する場合に必要なため、村は村民から申請があった場合には、災対法第90条2項に基づき、遅滞なくり災証明書を発行するものとする。

第2 証明の範囲

証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

1 住家・住家以外の建物の被害

- ①全壊・全焼 ②流出 ③半壊・半焼 ④床上浸水 ⑤床下浸水

- 2 人的被害
 - ①死亡
 - ②行方不明
 - ③負傷
- 3 その他の物的被害

第4節 被災住宅の応急修理

本村に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅については、居住に必要な最小限の応急修理を行い、応急仮設住宅需要の低減を図る。

1 応急修理の対象者

自己の資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

2 対象者の募集・選定に係る事務

対象者の選定については、都が定める選定基準により、被災者の資力その他生活条件の調査及びり災証明書に基づき、村（産業建設班）が募集・選定事務を行う。

3 応急修理の方法

東京都が、社団法人東京建設業協会のある旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

4 期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

第5節 応急仮設住宅の供給

本村に災害救助法が適用され必要と認められる場合には、東京都が応急仮設住宅の建設、公的住宅の供給、民間賃貸住宅の借り上げまたはあつ旋といった応急仮設住宅の供給対策を実施することとなっており、村はこれに積極的に協力するものとする。

応急仮設住宅の供給における村の役割は以下の通りである。

- ① 入居者の募集及び選定（入居者の選定基準は都が策定する。）
- ② 入居者の管理及び必要な帳票類の整備
- ③ 応急仮設住宅の建設予定地の決定

第6節 被災者の生活支援

第1 生活相談の実施

村（総務班）は、被災者に対する相談所を村役場（必要に応じて各避難所）に設け、苦情または要望事項を聴取して、各班と連携してその解決を図る。

なお、その内容が村のみでは対応できない場合、関係機関に連絡して対応を要請するものとする。

御蔵島駐在所では、駐在所その他必要な場所に臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

村（企画財政班）は、以下に示す基準に基づき、自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。また、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行う。

【災害弔慰金及び災害障害見舞金の基準】

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 災害弔慰金の支給に関する法律	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合
	2 災害救助法が適用された災害	2 実地主体等 (1)実地主体 区市町村(条例)	上記のいずれもが存しない場合は、兄弟姉妹(ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)	それ以外の場合 250万円	
災害障害見舞金	3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	(2)経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	3 災害に際し、区市町村の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合

2 日赤東京都支部の災害救援品

日赤東京都支部では、災害義援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災者に対して、災害見舞品の配分を行う。

第3 災害援護資金の給付・配分

村（企画財政班）は、都福祉保健局の行う災害援護資金について広く周知するとともに、これらの給付・配分にかかる事務を適切かつ速やかに実施する。

第4 被災者生活再建支援金の支給

村（民生班）は、都福祉保健局の行う被災者生活再建支援金の支給について広く周知するとともに、被害認定や支給申請書の受付等これらの支給にかかる事務を適切かつ速やかに実施する。

第5 職業のあっ旋

村（産業建設班）は、被災者の職業のあっ旋について、東京都に対する要請措置等の必要な計画を策定し、計画に基づいて必要な措置を実施する。

第6 租税等の徴収猶予及び減免等

村（企画財政班）は、被災者に対する村税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定し、計画に基づいて必要な措置を実施する。

第7節 事業者への融資

村（産業建設班）は、災害により被害を受けた事業者に対して、以下に示す都、関係機関の融資制度の周知を図るものとする。

第1 都産業労働局の融資制度

- 1 災害復旧資金融資
- 2 経営支援融資

第2 中小企業金融公庫の融資制度

災害復旧貸付

第3 国民生活金融公庫の融資制度

災害貸付

第4 商工組合中央金庫の融資制度

災害復旧貸付

第5 農林漁業金融公庫の融資制度

- 1 農業基盤整備基金
- 2 農業経営維持安定資金
- 3 農林漁業施設資金
- 4 林業基盤整備資金

第8節 義援金配分計画

第1 義援金品受付要領

災害時における義援金品の受け付けについては、民生係窓口「災害義援金品受付」の表示を行い、義援金品受付台帳を備えたいうでこれを受け付ける。

台帳は日計で整理し、現金は会計管理者が雑部金扱いにより納付保管するものとし、物品については倉庫に保管するものとする。

第2 義援金品の配分要領

災害義援金品の配分については、本部長（村長）、副本部長、各班長の協議により決定するものとするが、配分の均衡を図る点などから必要がある場合は、民生委員等に配分を委託することができる。

第13章 応急教育対策

第1節 応急教育

第1 応急教育

災害の発生時にも村立の小、中学校の児童・生徒の教育をなるべく中断することなく教育目的を達成する。日ごろより児童・生徒に防災知識の向上が図られるよう指導に努める。

第2 事前準備

- 1 学校長は、学校の立地条件をもとに、避難方法などの応急計画を策定しておく。
- 2 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。
 - (1) 児童・生徒の避難訓練の実施
 - (2) 災害時に児童・生徒の緊急避難が行われるよう、避難計画の策定と保護者との連絡方法の確認
 - (3) 教育委員会、警察、消防団との連絡方法の確認
 - (4) 勤務時間外における教職員の参集・連絡体制についての非常参集教職員への周知
 - (5) 保健室の資器材の充実

第3 災害時の態勢

- 1 学校長は、児童・生徒が在校中に発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内に保護する。
- 2 安全確認ができた場合、または確実に安全に保護者への引渡しができる場合には、帰宅させる。
- 3 学校長は、災害の状況に応じ適切な避難の指示を行うとともに、災害の規模、児童・生徒、教職員並びに学校施設等の被害状況を速やかに把握し教育委員会へ報告する。
- 4 学校長は、教育委員会と協議の上、状況に応じ臨時の学級編成、臨時休校などの措置をとる。
- 5 学校長は、住家の滅失等により、御蔵島小中学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る他、避難所として開放できる部分を指定

し、住民の協力が得られるよう努める。

- 6 学校長は、災害の状況等を勘案して応急教育計画を作成する。応急教育計画を作成したときには、教育委員会に報告すると共に、速やかに保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。
- 7 学校長は、応急教育計画に基づき災害状況に即した応急の指導を行う。

第2節 学用品の調達及び支給

第1 支給の対象

東京都は、災害により住居に被害を受け、学用品を損失又は毀損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材)、文房具及び学用品を支給する。

第2 支給の時期

教科書については、災害発生から1ヶ月以内、その他については15日以内とする。

第3 支給の方法

学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、児童・生徒に対する支給は、村が行う。

第3節 心の健康対策の実施

学校長は、保健所等と連携し、被災した児童・生徒の心の健康管理に十分配慮し、カウンセリングの実施等心に傷を受けた児童・生徒の健康保持に努める。

第14章 災害救助法

第1節 災害救助法の適用

第1 申請

村内において発生した災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（村長）はただちにその旨を、三宅支庁長を経由して都知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。

第2 申請に関し必要な事項

本部長（村長）は災害救助法の適用を申請する場合には、都知事に対し、下記の事項について速やかに口頭又は電話をもって申請し、後日文書により改めて申請するものとする。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を申請する理由
- ④ 必要な救助の種類
- ⑤ 適用を必要とする期間
- ⑥ 既にとった救助処理及び今後とろうとする救助措置
- ⑦ その他必要な事項

第3 適用

村の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長（村長）は都知事の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。

なお、災害の事態が切迫しているため都知事の指揮を受ける時間的余裕がないとき、本部長（村長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

第4 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによる。御蔵島村における具体的運用基準は下記のいずれか一つに該当する場合とする。

- ① 御蔵島村における滅失世帯数が30世帯以上である場合。
- ② 被害が相当広範囲の地域にわたり、都下全域の被害世帯数が2,500世帯以上に達し、村の滅失世帯数が15世帯以上の場合。

- ③ 都の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上の場合、または、災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ④ 多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

第5 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第6 住家の滅失等の認定

1 住家が滅失したもの

- (1) 住家の損壊、消失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達した程度のもの。
- (2) 住家の主要な構成要素の経済被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が5割以上に達した程度のもの。

2 住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷したもの

- (1) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の2割以上7割未満の場合のもの。
- (2) 住家の主要な構成要素の経済被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が2割以上5割未満のもの。

3 住家が土砂の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの

上記1及び2に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。又は、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

第7 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位とする。

2 住家

現実に居住のために使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居

住の用に供している部屋が独立遮断しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって一住家として取り扱う。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とするものに対し、金銭を給付することができる。

救助の程度・方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定めるとしている。

第2節 救助の種類

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とするものに対し、金銭を給付することができる。

救助の程度・方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定めるとしている。

第15章 激甚災害の指定

村内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

第1節 激甚災害指定の調査

村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、被害状況等を調査して東京都に報告する。

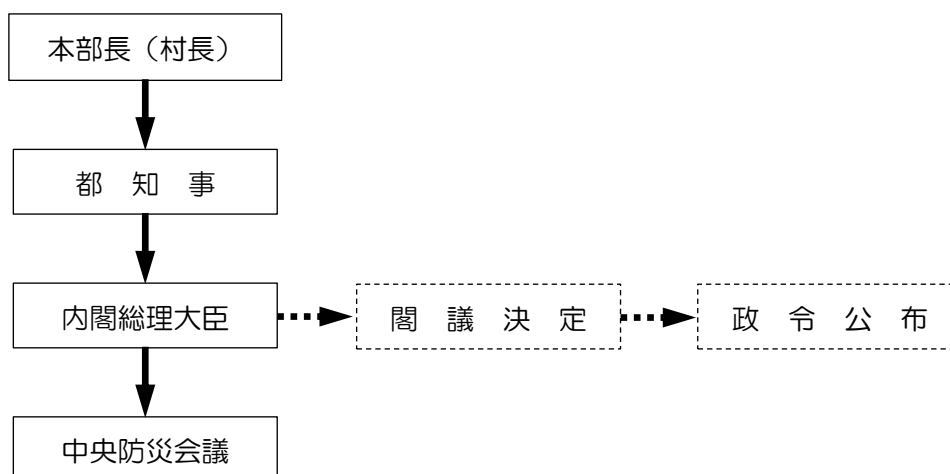
東京都は、村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受け必要があると思われる場合、法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置をとる。

第2節 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、村の報告により、都は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害の指定を受けたときは、村は速やかに関係調書を作成し、都に提出する。都はこれを受け、事業の種別毎に法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

【激甚災害指定の手続きの流れ（概略）】



第4部 災害復興計画

【第4部の構成】

災害復興計画		
第1章	復興体制の構築	P. 102
第2章	復興時において村が実施する主な業務	P. 102
第3章	災害復興計画の策定	P. 103

1章 復興体制の構築

災害時の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけでなく、その多くが長期間にわたる。したがって、復興のための施策は事実上、通常の行政組織により実施されると考えられる。しかし、「災害復興」は住民にとっても行政にとっても特別の意味と重みを持つものであり、日常行政の単なる延長や拡大ではない。一刻も早い復興と生活復興を目指すためには、行政が住民に対して、その目標や手順を示し、また特別な体制で臨む決意を示すことが肝要である。

すなわち、何よりもまず、早期に復興後の生活ビジョン、復興計画の到達目標、事業指針等を策定し、これを明確に示す必要がある。また同時に、復興にかける村の姿勢と意欲を村民の前に明らかにするとともに、復興事業の実施に対する村民の協力を呼びかけることも大切である。

本格的な復興へ向けて、復興活動を組織的・計画的に行うため、速やかに復興体制を構築する。

第2章 復興時において村が実施する主な業務

- ① 災害復興基本方針の策定
- ② 分野別災害復興計画の策定
○財政計画 ○組織・人員計画 ○都市、住宅、産業、福祉 等
- ③ 災害復興事業の総合調整
- ④ 災害復興に係る企画調査及び連絡調整
- ⑤ 災害復興に係る広報広聴及び村民相談体制の整備
- ⑥ 災害復興事業の実施

【分野別事業】

- 都市基盤 ○住宅 ○雇用・産業 ○医療・保健・福祉
- 教育・文化 等

【地区別事業】

- 住宅地 ○商業地 ○農村集落地 ○漁業集落地 ○港湾地域

第3章 災害復興計画の策定

第1 策定の目的

災害後の復興は、行政のあらゆる分野にわたるとともに、長期間に及ぶ事業である。したがって、その施策は総合的かつ長期的な計画に基づいて実施されるべきである。村は被災者及び被災地の支援・再生を主目的に復興を推進する見地から、災害復興計画を策定する。

第2 災害復興計画の策定

災害後の復興に関して、村は速やかに、復興後の村民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「御蔵島村災害復興基本方針」を策定し、公表する。この基本方針に基づき、村は、災害復興計画及び分野別復興計画を策定する。

災害復興計画は、災害後の村の復興に係る最上位の総合計画として、①復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする、②村民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする、③長期的視点に立った計画とする、ことを目標に作成する。

また、復興計画は、上記のように復興に係る村政の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く村民の声を聴き、その意見を反映するものでなければならない。

【参考：災害復興計画策定スケジュール想定】

- ① 事前
災害復興体制及び復興計画などの事前検討
- ② 発災
災害対策本部設置
- ③ 1週間後まで
復興体制の構築
- ④ 2週間後まで
復興基本方針の決定
- ⑤ 1か月後まで
計画の策定方針を関係部課に通知
- ⑥ 4か月後まで
原案作成 ○財政計画の調製
- ⑦ 5か月後まで
被災地域住民などへの原案提示及び意見集約

- ⑧ 6か月後まで
分野別計画との調整
- ⑨ 6か月後
復興計画策定・公表

第5部 東海地震の警戒宣言に伴う対応

【第5部の構成】

東海地震の警戒宣言に伴う対応		
第1章	警戒宣言の概要	P. 106
第2章	東海地震注意情報の発表から警戒宣言 発令までの対応	P. 108
第3章	警戒宣言発令時の対応	P. 109
第4章	住民等のとるべき措置	P. 113

第1章 警戒宣言の概要

警戒宣言は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」に基づき、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められた場合に気象庁より発表される東海地震予知情報を受け、地震防災対策強化地域（以下、強化地域」という。）に対して発令されるものである（下表を参照）。現状、警戒宣言が発令される対象は、東海地震のみである。

東海地震に対しては、同法に基づき、昭和54年8月に、静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）167市町村が強化地域に指定され、平成14年4月には、東京都及び三重県を加えた8都県263市町村に拡大している。

本村は、地震防災対策強化地域には指定されていないが、高さ1～2m程度の津波の襲来が想定されており、被害の発生を防ぐためには、住民及び観光客等に対する情報提供等の対策が必要となる。

以上により、本計画は、東海地震の発生による被害を最小限に食い止めること、また社会的混乱を防止することを目的に定めるものである。

なお、東海地震の発災後については、第3部 災害応急・復旧対策計画に基づいて所要の災害応急対策を実施するものとする。

【東海地震に関連する情報】

情報の種別	内 容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<p>(臨時) 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特になし ●国や自治体等での情報収集連絡体制の確立 <p>(定例) 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特になし <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切</p>
東海地震注意情報	<p>観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <p>住民は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動</p>
東海地震予知情報	<p>東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表</p> <p>住民は、同上の行動</p>
警戒宣言	<p>観測データの異常が増大し、東海地震の発生のおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内閣総理大臣が、気象庁長官からの報告を受けて、「地震防災対策強化地域」に対して発令 ② 同時に気象庁では東海地震予知情報を発表する。

第2章 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令までの対応

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に対して東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第1 情報の収集・伝達

村（総務課）は、東海地震注意情報が発表され、東京都及び気象庁からその連絡を受けた場合、直ちに以下の事項を村長、職員及び各関係機関に伝達する。

- ① 東海地震注意情報又は東海地震予知情報に基づき政府が行う意思決定を行った旨の東京都等からの連絡内容
- ② 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること
- ③ その他必要と認める事項

第2 体制の確立

東京都等より東海地震注意情報を受けた場合、村は速やかに警戒態勢をとり、「第2部 第1章 応急活動体制」に準じ、所定の職員の動員・配備を行う。

なお、警戒態勢の動員対象でない職員についても、警戒宣言の発令もしくは東海地震の発生に伴う態勢の変更、動員に迅速に対応できるよう、外出を控え、参集準備を行うものとする。

第3章 警戒宣言発令時の対応

第1 情報の収集・伝達及び広報

村（総務課）は、東京都及び気象庁から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合、以下の事項を村長、村職員及び住民等に伝達・広報する。

なお、住民に対しては、村内放送による広報、広報車による広報を行うものとし、広報車は、合わせて村内のパトロールを行うものとする。

- ① 警戒宣言通知文
- ② 東海地震予知情報に関する情報文
- ③ 警戒宣言に伴いとるべき措置事項
- ④ 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- ⑤ その他必要と認める事項

住民への広報は、次の広報案文を参考として、状況に応じて広報文を作成し、速やかに行うものとする。

【参考：警戒宣言発令時の広報案文】

こちらは、御蔵島村役場です。本日〇時〇分、東海地震の警戒宣言が発令されました。数日以内に、駿河湾及びその南方沖を震源域とする地震が発生するおそれがあり、この地震が発生すると、本村は震度〇程度の揺れが予想され、高さ〇m程度の津波がくることが予想されます。

村では、災害対策本部を設置して備えています。

住民のみなさんは、警戒宣言が解除されるまでは、海岸には近づかないでください。

屋内では、家具類の固定等の地震対策を行ってください。

また、電話、自動車、火の使用は極力自粛し、テレビ、ラジオの報道に注意して落ち着いて行動してください。

繰り返します・・・・。

第2 活動態勢

1 組織

警戒宣言が発令された場合は、速やかに第2非常配備態勢をとり、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、本計画に定める対策の他、各々の所管に基づく被害の未然防止対策に万全を期す。

2 災害対策本部会議の開催

警戒宣言が発令された場合、各班の対応状況を把握して共有化を図るため、災害対策本部会議を定期的を開催する。

第3 点検及び緊急措置

1 点検

(1) 火気使用設備の点検

各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する

場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。

(2) 消防用設備等の点検

各公共施設の管理者は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。

(3) 落下、倒壊の危険性のある物品の点検

各班は、各施設内のロッカー、パソコン、標示板等転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講じる。

この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。

(4) 発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

2 緊急措置

(1) 防災資機材等の準備

総務班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。

(2) 公用車両の確保

産業建設班は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。

(3) 通信手段の確保

総務班は、各関係機関等との連絡手段を確保しておく。

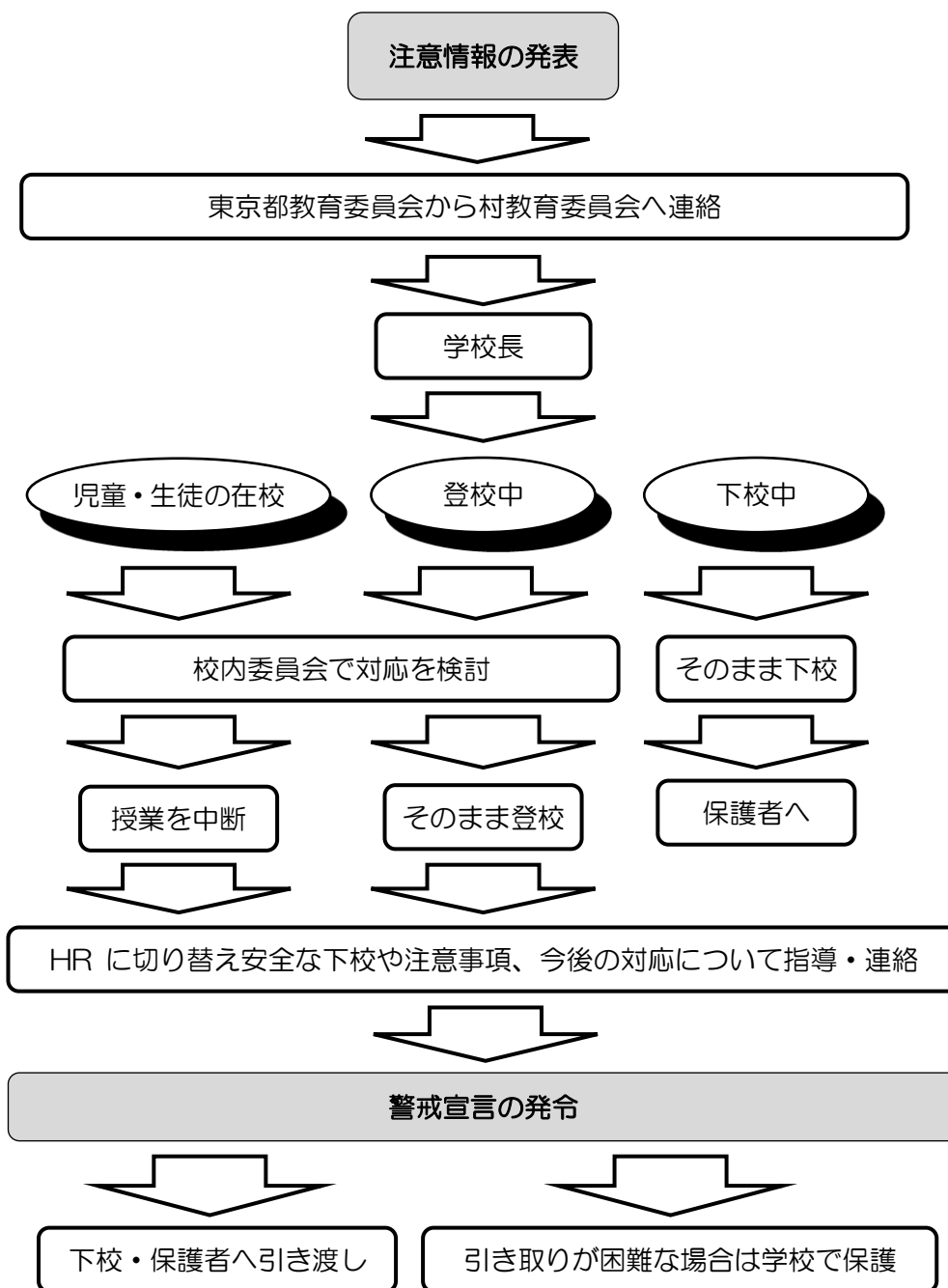
(4) 物資等の確保

各班は、食糧、生活必需品、医薬品について、備蓄の確認、点検を行い、放出の準備を行う。また、締結する協定に基づき、発災時には速やかに物資の調達が行えるよう、体制確立を要請する。

第4 御蔵島小中学校における対応

警戒宣言が発令された場合、御蔵島小中学校は次に示す図に応じて児童・生徒の安全確保を図るものとする。

【参考：東海地震予知情報入手時の対応】



第4章 住民等のとるべき措置

第1 東海地震注意情報発表から、警戒宣言が発令されるまでの措置

- ① テレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- ② 家族間の避難場所や連絡方法等を確認する。
- ③ 電話の使用を自粛する。
- ④ 自家用車両の使用を自粛する。

第2 警戒宣言が発令されてから、地震が発生するまで

- ① テレビ、ラジオ等により、警戒宣言の発令を確認する。
- ② ガス器具等の火器類、危険物類（プロパンガスボンベ等）、電気器具等の安全を確認する。
- ③ 家具類の転倒防止装置等を確認する。
- ④ ブロック塀、窓ガラス等の危険箇所の確認及び落下防止等の被害軽減措置をとる。
- ⑤ 飲料水、食糧、医薬品等、防災用品を確認する。
- ⑥ 電話の使用を自粛する。
- ⑦ 自家用車両の使用を自粛する。
- ⑧ 不要不急な外出は避ける。
- ⑨ 幼児、児童、生徒及び高齢者、障がい者等、要援護者が安全な場所にいるかどうか確認し、必要な場合には保護等の措置をとる。
- ⑩ 食糧品、生活用品等の買い急ぎを自粛する。
- ⑪ 不用意な預貯金の引き出しは自粛する。

資 料 集

資料1 御蔵島村防災会議条例

平成13年3月31日
条例第27号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、御蔵島村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 御蔵島村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 御蔵島村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があったときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命するもの
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから村長が任命するもの
 - (3) 警視庁の警察官のうちから村長が任命するもの
 - (4) 村長がその部内のうちから指名するもの
 - (5) 御蔵島村教育委員会の教育長
 - (6) 御蔵島村消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的機関又は団体の役員又は職員のうちから村長が任命するもの
- 6 前項の委員の総数は20名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることがある。

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、関係指定公共機関、関係指定公共機関に役員又は職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 御蔵島村災害対策本部条例

昭和42年3月23日
条例第9号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、御蔵島村災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(下部の組織)

第二条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき職員は、御蔵島村規則に定める。

(職務)

第三条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受けて本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部職員は、部長の命を受け部の事務に従事する。

(雑則)

第四条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、御蔵島村規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 災害時の相互応援協定に関する協定書

島しょ町村災害時相互応援に関する協定

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村（以下「島しょ町村」という。）は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災1町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請に応え、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

（1）物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な船舶等の提供及びあっせん

エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

（2）島外避難の支援及び避難者の受入れ

（3）その他特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する町村（以下「要請町村」という。）は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

（1）被害の状況

（2）協定第1条第1号アからウまでに掲げる応援（以下「物的応援」という。）を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段

（3）協定第1条第1号はエに掲げる応援（以下「人的応援」という。）を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段

（4）協定第1条第2号及び第3号に掲げる応援（以下「その他の応援」、という。）を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等

（5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

第3条 応援の要請を受けた町村（以下「応援町村」という。）は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間
- (2) 人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間
- (3) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援物資の受領の通知）

第4条 要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応接町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第6条 前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算出した島外応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応接町村が賠償の責に任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、要請町村及び応援町村が協議して定める。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平城5年10月18日

大島町

利島村

新島村

神津島村

三宅村

御蔵島村

八丈町

青ヶ島村

小笠原村

災害時における御蔵島郵便局、御蔵島村の協力に関する覚書

御蔵島郵便局長（以下「甲」という。）と東京都御蔵島村長（以下「乙」という）は、御蔵島村内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、御蔵島村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- （2）甲が所有し、または管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- （4）被災村民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- （5）避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- （6）災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。
- （7）その他前記各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請をうけたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては御蔵島郵便局長、乙においては御蔵島村総務課長とする。

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第9条 この覚書の有効期間は、平成10年3月9日から平成11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。

以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その一通を保管する。

平成10年3月9日

甲 東京都御蔵島村

御蔵島郵便局長 栗本大器



乙 東京都御蔵島村

東京都御蔵島村長 広瀬定昭



東京消防庁
東京都御蔵島村 消防応援協定

(根拠)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき東京消防庁(以下「甲」という。)と東京都御蔵島村(以下「乙」という。)との間において、消防応援に関し次のとおり協定する

(目的)

第2条 この協定は、乙の区域内に甲の消防力を必要とする災害等が発生した場合において、甲乙の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(災害等の範囲)

第3条 この協定の対象とする被害等は、次に掲げるものとする。

- (1) 噴火及び風水害等による大規模災害
- (2) 噴火による災害の発生が予想される事象
- (3) 多数の人員及び特殊資器材等を必要とする災害
- (4) 前各号のほか、専門的な技術を必要とする事象

(応援の決定)

第4条 甲は、乙から応援要請があった場合又は応援の必要があると認めた場合に消防応援を行うものとし、応援部隊数等については甲乙協議のうえ決定するものとする。

(指揮)

第5条 甲の応援隊は、乙の現場最高指揮者の指揮に従うものとする。

(経費負担)

第6条 応援にあたって要した経常的経費及び事故により生じた経費は、甲の負担とする。
2 前項以外の経費は、乙の負担とする。

(実施細部)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の運用について疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定す

るものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

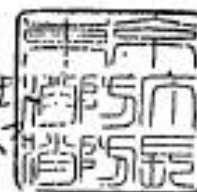
この協定は、平成元年6月1日から効力を生ずる。

平成元年6月1日

東京消防庁消防長

消防総監

中條永壽



東京都御蔵島村

村 長

栗本省吾



東京消防庁
東京都御蔵島村 消防応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、東京消防庁と東京都御蔵島村との消防応援協定（以下「協定」という）第7条に基づき消防応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、甲の区域内で大規模災害が発生し、若しくは発生しようとしている場合又は回転翼航空機（以下「航空機」という。）等の整備状況若しくは気象状況等により航空機の運行が困難な場合は消防応援を実施しないことができる。

2 前項により、甲が乙の要請に応じられない場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

3 甲は、甲の区域内に大規模な災害等が発生し又は発生しようとしている場合、応援活動中の航空機を甲の所掌業務に復帰させることができるものとする。この場合、甲は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

第3条 乙は、次に掲げる事項を明らかにして、甲に応援要請するものとする。

- (1) 災害発生日時
- (2) 応援を必要とする日時
- (3) 災害発生場所又は所在、名称
- (4) 災害の規模、内容
- (5) 希望する離着陸場

2 前項の要請は、別表に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

第4条 乙は、応援を受けた場合は、事後速やかに応援要請書（別記様式）を甲に送付するものとする。

第5条 応援隊の長と現場最高指揮者との連絡は、全国共通波（150.73 MHz）の無線によるものとする。

第6条 甲は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第172条の2に定める飛行場以外の離着陸許可について所要の手続きを行うものとする。

この場合、乙は甲の求める必要な書類等を提供するものとする。

第7条 乙は、応援活動中の航空機が、離着陸場に離着陸する場合は、当該場所へ所要の要員等を派遣し、航空機の離着陸に必要な措置を購ずるものとする。

第8条 乙は、活動中に次の事故が発生した場合には、速やかに甲に必要な事項を通報するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機等の重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

第9条 協定第6条に基づき甲が負担する経常的経費及び事故により生じた経費は次によるものとする。

- (1) 人件費、航空機等の燃料費、人員・資器材等の海上輸送費
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償費
- (3) 応膜の往復途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (4) 機器が損傷した場合の経費

2 乙が負担する経費は次によるものとする。

宿泊に関する費用、消火薬剤費

附 則

この覚書は、平成元年6月1日から効力を生ずる

平成元年6月1日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 幸



東京都御蔵島村
村 長 栗 本 宥 希



別表

通報指定場所

機関名	所在地	電話番号	通報先
東京消防庁	千代田区大手町 一丁目3番5号	03-211-2920 又は 03-212-2111 内線 7119	警防本部 〔総合指令室(災 害救急情報セン ター)〕

別記様式

年 月 日

東京消防庁消防長
消防総監

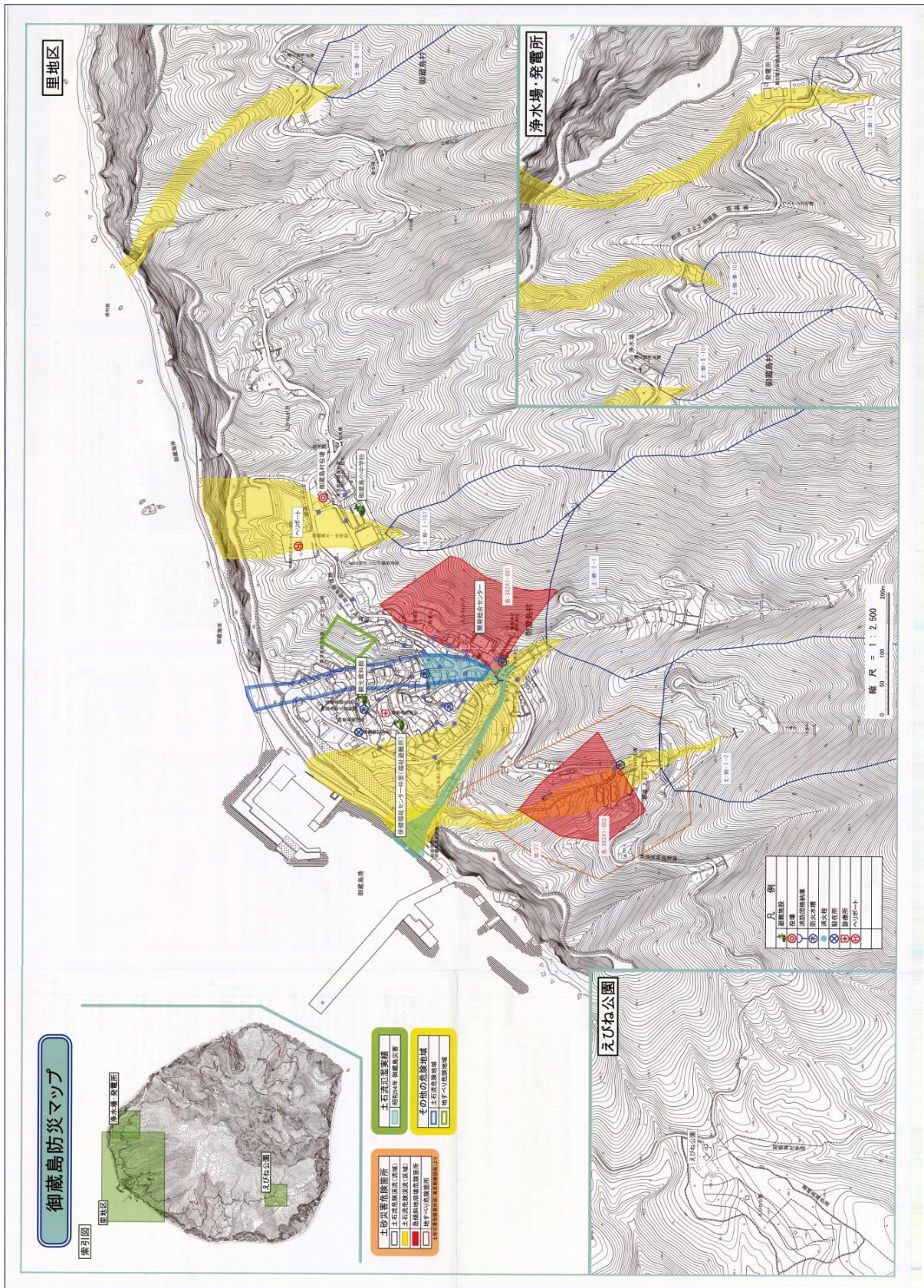
殿

東京都御蔵島村
村長

消防対応要請書

項目	内容	容
災害発生日時		
要請年月日		
応援を必要とする日時		
災害の内容		
被害状況	人的被害	
	物的被害	
	負傷者	
	計	
物的被害		

資料4 御蔵島村土砂災害危険箇所図



資料5 土砂災害危険箇所一覧表

【急傾斜崩落危険箇所】

名称	番号	備考
里	急：382-A1-001	
里	急：382-A1-002	

【地すべり危険箇所】

名称	番号	備考
里	地：27	地すべり防止 区域

【土石流危険溪流】

名称	番号	備考
里	御- I - 001	砂防指定地
里	御- I - 002	
長坂	御- I - 003	
里	御- I - 101	
障子根	御- II - 101	
障子根	御- 準- 101	

【崩壊土砂流出危険地区】

名称	面積(ha)	備考
ボロ沢	1.7	
鳥尾	0.5	
西川	0.6	
卯辰川	3.0	
ならん川	0.5	
牛間沢川	0.7	
小島分川	1.0	
大島分川	2.3	
マワガリ	0.4	
西沢東	0.5	
南郷-1	1.1	
南郷-2	0.6	

【山腹崩壊危険地区】

名称	面積(ha)	備考
小島分川北	3.0	
小島分川南	3.0	
ウラン根	10.0	

資料6 危険物施設一覧表

地名	区分	施設区分	施設名称
登立	貯蔵所	屋外貯蔵所	御蔵島村漁業協同組合
登立	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	取扱所	一般取扱所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	取扱所	一般取扱所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
登立	貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	東京電力株式会社 御蔵島発電所
下原	取扱所	給油取扱所	御蔵島村漁業協同組合

資料7 食糧等の備蓄状況

【備蓄品一覧】

区 分	数 量	備 考
クラッカー	3,500食	都寄託分
毛布	422枚	〃
ビニールシート	111枚	

様式集

様式1 都への応援要請文書

年 月 日
〇〇 知事 様
甲町長 印
災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について
標記について、下記のとおり応援を要求します。
記
1 災害の状況
2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
3 応援を希望する人員又は物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
6 その他必要な事項

様式2 自衛隊への災害派遣要請依頼文書

〇〇 知事	平成 年 月 日
様	
	甲町長
自衛隊の災害派遣要請依頼について	
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

様式3 被害報告様式及び被害状況判定基準（1）

災害概況即報										
消防庁受信者氏名 _____					報告日時		年 月 日 時 分			
災害名 _____ (第 報)					都道府県					
					市 町 村		甲 町			
					報告者名					
					発生場所		発生日時		月 日 時 分	
災害の概況										
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

様式3 被災報告様式及び被災状況判定基準 (2)

災害中間・確定報告

報告機関名：甲町		報告番号		報告者名		報告日		報告時間		報告場所		報告者																
		第 () 報 () 時現在)		総務課						甲町災害対策本部設置解散		月 日 時 月 日 時																
被災状況判定基準	被災状況	区分		被災状況		被災状況		被災状況		被災状況		被災状況																
		田	畑	流出・埋没	冠水	流出・埋没	冠水	文教施設	病院	運道	橋りょう	河川	港湾	砂防	構掘施設	崖くずれ	鉄道不通	被衝船舶	水道	電線	電気	ガス	ブロック塀等	世帯数	人員	物件	その他	
人的被害	死亡	人	人																									
人的被害	行方不明者	人	人																									
人的被害	重傷	人	人																									
人的被害	軽傷	人	人																									
人的被害	全壊	棟	世帯																									
人的被害	半壊	棟	世帯																									
人的被害	一部破損	棟	世帯																									
人的被害	床上浸水	棟	世帯																									
人的被害	床上浸水	棟	世帯																									
人的被害	公共建物	棟	世帯																									
人的被害	その他	棟	世帯																									

区分	被災金額	被災種別	被災状況	被災金額	被災種別	被災状況	被災金額	被災種別	被災状況	被災金額	被災種別	被災状況	被災金額	被災種別	被災状況
公立文教施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
農林水産業施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
公共土木施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
その他の公共施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
農産被害	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
林産被害	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
畜産被害	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
水産被害	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
商工被害	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
被害総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

被災種別	被災金額	被災状況	被災金額	被災状況	被災金額	被災状況	被災金額	被災状況	被災金額	被災状況
災害発生場所										
災害発生年月日										
災害の概況										
消防機関の活動状況										
その他(避難の勧告・指示の状況)										

(注) 災害中間報告の場合、被災額は省略することができるものとする。

様式4 避難者カード

避難者カード

当避難所に避難された方は、恐れ入りますが下記によりお名前等をお知らせください。ご家族ごとに記入をお願いします。

住 所				避難所名 (記入不要)	
電 話 ()					
氏 名	続柄	性別	年齢	避難所に来た日時	備 考
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	
				月 日 午前・午後 時頃	

様式5 避難者名簿

避難者名簿

月 日 時現在

避難所名		開設期間			平成 年 月 日 時から			
					平成 年 月 日 時まで			
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備 考	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分		

様式6 り災者台帳

り災証明 発行年月日	り災年月日 り災場所	世帯主名 又は事業主名	り災の状況 (原因、人的・物的被害の状況等)
第 . . . 号	. . .		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 . . . 号	. . .		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 . . . 号	. . .		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 . . . 号	. . .		原因： 1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明 人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
調査実施年月日 調査担当者	建物被害；種類： 1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 () 被害： 1. 全壊 (焼) 2. 流出 3. 半壊 (焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊

様式7 被災証明願及び証明書

被災証明願

年 月 日

(あて先) 甲町長

様

[申請者]

住所 甲町

TEL() -

現在の連絡先

TEL() -

親名(世帯主)

このたび、平成 年 月 日に発生した _____ により
被災しましたので、下記のことについて証明願います。

記

被災場所	甲町 (マンション等の名称)				
被災家屋 所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊		<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
住家被害	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼		<input type="checkbox"/> 全流出		
人的被害	死亡 人・重傷 人・行方不明 人				
被災世帯 の構成員	世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日	年齢
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
			男・女	明・大・昭・平	
備考：(証明に当たっての必要事項を記載する。)					

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

甲町長

印

御蔵島村地域防災計画

(平成 26 年修正)

編集発行 御蔵島村防災会議

〒100-1301

御蔵島村入かねが沢

TEL 04994-8-2121